



行政書士倫理綱領

貢献することを使命とする。 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、 国民の生活向上と社会の繁栄進歩に 1、行政書子は、使命に徹し、名誉を守り、 国民の信頼に応える。

三、行政書子は、法令会則を守り、業務に 行政書士は、国民の権利を擁護すると 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の 精通し、公正誠実に職務を行う。 ともに義務の履行に寄与する。 陶冶を心がける。

四

行政茨城 2010.11 No. 194

# CONTENTS

行政書子は、相互の融和をはかり、信義に

反してはならない。

日本行政書士会連合金

御挨拶	2
通知・通達	3
事業	30
<ul><li>○総務部 ○企画・開発部 ○申請取次行政書士管理委員会 ○広報部</li><li>○業務研修部 ○   T推進部</li></ul>	
支部だより	51
○水戸支部 ○県南支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部	
政治連盟ニュース	57
会 員	63
○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○変更届 ○補助者の動静 ○家族の動	静
本会活動報告・通信後記	66



# 最後まで、全力疾走。 ともにがんばりましょう!

 茨城県行政書士会

 会長
 **國** 井
 豊

今年も早いもので、師走に入りました。気忙 しい毎日をお過ごしのことと存じます。おかげ さまにて、皆様のあたたかいご理解、ご協力に より、円滑な運営、成果のみえる活動を推進さ せていただくことができました。心より感謝御 礼申し上げます。

詳細は、後述しておりますが、9月26日、27 日の2日間にわたり、恒例の関東地方協議会連 絡会を、大洗ホテルにて開催いたしました。本 会が当番会ということもあり、役員一致結束し た対応を求められました。手前味噌ではありま すが、多くの出席者から賛辞の声を頂戴し、無 事その幕を閉じることができました。これまで 交流中心の運営でしたが、事前の十分な準備、 研鑽のもと、実務に関する5つの分科会へと発 展させ、日行連、単位会では対応できない課題 を、地方協議会が解決の手段となるような試み を行いました。現在関地協には、本会の橋本哲 申請取次管理委員長が中心となって設立した、 国際業務連絡会があります。行政の分権化に即 応するための組織として、産廃や建設、運輸な どの分野においても、立ち上げの必要性、方法 論などが、具現化へ向けて議論されました。ま た、来賓として上月良祐副知事、小野寺俊県総 務部長にご出席いただき、行政書士制度の必要 性、行政書士会への熱い期待が述べられました。 さらに、観光立町を標榜する地元の小谷隆亮大 洗町長から、歓迎のご挨拶をいただき、内外に 会の存在をアピールできたと思います。

ところで、10月は行政書士制度広報月間であ

りましたが、県内32箇所の特設会場での対面に よる相談会、本会、県西支部主催の電話相談な ど、多くの皆様のご協力により、一定の成果を 得ました。本当にありがとうございました。私 も昨年に引き続き、竹内崇広報部長の人脈によ り、茨城放送の番組に出演し、制度の PR をさ せていただくことができました。茨城弁丸出し でしたが、意図するところをご理解いただけた でしょうか。また、地味な活動ではありますが、 原点に返り、黒田真一制度推進・監察部長を中 心に、行政機関をはじめとする関係団体等に対 し、行政書士法の遵守、制度の推進を訴えまし た。今後これらの活動を契機として、行政や議 会に対して、法令遵守の要望を行ってまいりた いと考えております。いずれにしても、新分野 への参入は積極的に試みますが、より以上に、 法定業務の確保にも力を注いでまいります。

11月14日、行政書士試験が実施され、雨貝洋子試験場責任者を中心に、総勢105名の皆様のご協力により、大過なく終了することができました。老若男女を問わず、1,087名が受験され、あらためてその人気の高さが窺い知れます。一同、緊張の中にも相互に助け合い、チームワークの大切さを実感することで、会の存在意義を再認識できたと思います。心地よい疲労感は、貴重な経験、充実した一日の証であります。ご協力いただきましたすべての皆さまに感謝申し上げます。

今年も残り少なくなりました。ご自愛ご活躍 をお祈りいたします。

# 平成22年度 日本行政書士会連合会 関東地方協議会連絡会 報告

日 時 ・平成22年9月26日(日) 分科会 15:00~17:45

懇親会 19:00~21:00

平成22年9月27日(月) 全体会 9:00~12:00

場 所 大洗ホテル (東茨城郡大洗町磯浜町6881)

出席者 日本行政書士会連合会 北 山 孝 次 会長他2名(3名) 日本行政書士政治連盟 畑 光 会長他1名(2名)

東京都行政書士会 中 西 豊 会長他11名(12名)

神奈川県行政書士会 田後隆二会長他9名(10名)

千葉県行政書士会 中村利雄会長他9名(10名)

埼玉県行政書士会 高 玉 功 稔 会長他11名(12名)

栃木県行政書士会 住 吉 和 夫 会長他8名(9名)

群馬県行政書士会 木 村 隆 志 会長他9名(10名)

長野県行政書士会 竹 内 波美男 会長他6名(7名)

山梨県行政書士会飯 沼忠 会長他2名(3名)静岡県行政書士会堀 内 昭 次 会長他7名(8名)

新潟県行政書士会 相羽利子会長他4名(5名)

茨城県行政書士会 國 井 豊 会長他24名 (25名)

(出席者数) 116名

来賓茨城県副知事 上月良祐氏

茨城県 総務部長 小野寺 俊 氏 東茨城郡大洗町長 小 谷 隆 亮 氏









#### 事業の内容

#### 1. 分科会

業務別(5業務)に分科会を開催。積極的な意見交換が展開されました。

①第1分科会:国際業務





入管業務に関する手続き上の問題について、情報収集と処理方法に関する活発な意見交換が行われました。

成果としては、各単位会の開催する無料相談会において、東京入国管理局の冠名使用を要望する旨が満場一致で決議されました。

#### ②第2分科会:業際





他士業と各々の職域について積極的に協議すべきとの意見が多数ありました。

弁護士法72条との絡みで事例を収集し、どこまでが行政書士が行って良い業務か境界線を明らかにする努力をすべきであるとの結論に達しました。

#### ③第3分科会:成年後見





各単位会の成年後見への取り組みの現状について活発な情報交換を行いました。

日行連で設立した一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの期待と不安について率 直な意見を交換することが出来、非常に有意義な場となりました。

#### ④第4分科会: 産廃業務





5

申請書類(添付書類等も含む)の統一化、行政書士の能力担保及びコンプライアンスの確保を 図るため、関東地方協議会内に産廃専門業務研究連絡会(仮称)を設置することを決定しました。 現在、債務超過業者等が産廃業許可申請する際に添付を求められている書類で他士業にのみ作 成が限定されている書類を行政書士も作成できるようにすることを目指します。

#### ⑤第5分科会:ADR業務





ADR業務について、各単位会の現状及び将来の展望について意見交換を行いました。 既に認証を取得した単位会においては実績が伸びつつあり、今後認証取得を目指す単位会に とって大きな目標となり、励みとなりました。

#### 2. 懇親会



荒磯太鼓の演奏



上月 良祐 茨城県副知事

荒磯太鼓の力強い演奏で幕を開けた懇親会には、公務多忙の中駆けつけてくださった上月茨城県 副知事にも来賓としてご列席賜り、大庭理事の名司会による進行により、終始和やかな雰囲気の中 行われました。

#### 3. 全体会

2日目(9/27)朝から開催された全大会は、木村理事の司会進行の下、小谷大洗町長、小野寺 茨城県総務部長にもご列席賜り開会しました。



小谷 隆亮 大洗町長



小野寺 俊 茨城県総務部長

#### ①分科会報告

前日(9/26)開催された業務別分科会(5業務)の報告を茨城会の理事が行いました。



第1分科会報告 飯塚 企画·開発部員



第2分科会報告 古市 企画·開発部員



第3分科会報告 安 企画・開発副部長



第4分科会報告 木村 業務研修部長



第5分科会報告 古川 企画·開発部長

②日行連の当面の諸問題及び事業説明、日行連に対する要望・意見、意見交換会等





北山 孝次 日行連会長

北山日本行政書士会連合会会長より、日行連の当面の諸問題及び事業説明をしていただいた後、 各単位会より日行連に対する要望・意見等をうかがいました。

その他、単位会における問題点及びその対策、諸問題に関する意見交換等を行い閉会いたしました。



## 第1分科会 国際業務部門 報告書

テーマ「国際業務におけるコンプライアンスの可視化について」

参加者 21名 進 行 橋本 哲 記 録 飯塚 富雄

#### 協議内容

I. 本テーマ実現のため、入国管理局への申請取次に際し、関地協統一様式として 別紙「誓約書」及び「チェックシート」を申請書に添付するようにしたらいかがな ものかを提案し、各案を示し協議を行った。

様式を統一し、提出の義務化は、規程・規則に基づいたものでなければ無理もあり、管轄入管によって関地協の会員と他の会員との整合性に問題が生じる。しからば「日行連に提案しては…」との意見も出たが大方の意見は、強制的でなく任意的に使用することとして「統一案」を削除し「参考資料」の提供に止めることで方向付けがされた。

なお、本文案を叩き台として各単位会に持ち帰り、文言を整理の上、申請取次 者の初任者研修時等にテキストの一部「参考資料」として提供し、問題を起こさ ないよう、予め意思の換気を呼び起こすに有効な手段として利用することとする。

#### ア. 誓約書について

依頼者と受任者(会員)の約束を担保するもので、何か問題が生じたとき、職務上の責任回避や報酬に関するトラブル防止に多いに役立つので必ず作成すべきであり、保身的役割も果たすため、会員自身が保管すべきものである。

よって、入管へ提出すべき書類としてではなく、職務上必要な書類として作成し、後日問題が発生したときに利用(効力発揮)する。

#### イ. 申請取次チェックシートについて

申請取次書類を作成する際に、行政書士が必ず守らなければならない項目であり、犯罪予防策としても有効手段である。

しかし、これらの項目を守らない(例えば、本人に直接面会していない。本人が自署・押印をしていない。自宅・勤務先を調査していない。)等により問題が生じる場合がある。

特に、ブローカー等の介在を許し、本人との面識がないまま申請をしたことにより、大きな事件に巻き込まれる場合があるので、会員自身が身を正し犯罪を未然に防止(予防)、トラブル防止の為にも作成は重要であり、有効手段と考えられる。

#### Ⅱ. 申請取次に関し、問題のある会員に対する対処・対応について

申取に関しては、時々問題が発生し、事件(犯罪)捜査の対象として上がってくる会員がいる。これらは行政書士全体の品位と信用を失墜させることは明らかであり、ひいては申取制度の存在すら危機に陥る結果にもなりかねない。

そこで各単位会が行っている問題防止策や再発防止策について発表していただいたが、どの会も懸命に努力されている様子が伺われる。

しかし、その方法はまちまちであり、関地協としては今後議論を深め、ある程度統一した方向性を見い出して行く必要があるのでは… との考えにもなってくる。(以下、事前努力)

- 不祥事を起こす申取会員の把握(情報収集)
- ・初任者研修の実施(研修内容の充実)
- ・情報収集・提供策を検討する (無料相談会等での外国人からの取得等)

#### Ⅲ. 入管と関地協とのつながりをどうするか

- 申請様式の変更などの情報を要請して行く
- ・申請に関して通達等が出た場合の、情報提供の要請
- ・審査要領の提供要請と入手に東京会が中心となり進めて行く 審査要領の取次会員への配布については経費もかかるので、関地協での予算 措置もお願いしたい。又、経費を安く上げる方法も今後検討課題とする。

#### IV. 無料相談会等での官名使用について

外国人に対する「無料相談会」等の開催は、単位会によって相違(未開催もある) するが、関地協が起ち上がったことから、今後、無料相談会等を各単会が実施す る場合「入管協力・後援」等の官名使用できるよう入管に要望して行くことで一 致した。

#### 第2分科会 業際部門 報告書

テーマ 「行政書士法と他士業について」

参加者 23名 進行·記録 古市 人見

#### 協議内容

行政書士と各士業との間の問題については、各士業と積極的に話し合いをして業務の範囲の明確化について努力すべきである。同時に、個別事案につき事例をあつめ、法令違反にならないような境界線づくりをすべきである。以上の認識のもと、行政書士と各士業間の業際問題につき活発に討議を行った。

#### (対弁護士)

弁護士法違反で警告を受けたり、起訴される事例が多くなっている。行政書士業務遂行上不適切な例として、交通事故の保険金を行政書士の口座に振り込んでもらい一部を報酬として受領し残りの金額を依頼者に送金することは弁護士法違反。債務の返還請求の手続きで債務者と交渉することは弁護士法違反。成功報酬による行政書士報酬の請求については、同時に、要した費用や時間など報酬算定の基礎となる資料も作成し依頼者に説明する配慮も必要。なお、上記弁護士法違反の事例であっても弁護士法に違反しない方法はあるはずなので、各単位会の情報の提供により事例を積み上げていきこれらの問題を研究していく必要がある。なお、事実証明部門について弁護士と提携することで共に有益な関係を構築した事例の提供があった。

#### (対司法書士)

定款作成について許認可の要する事業につき、司法書士が不適切な定款を作成し、訂正するため依頼者に追加支出を強いる事例の提供があった。農地転用届など明確な行政書士業務に対する侵入については、強く警告を発するなど適切な措置をすべきである。

#### (対税理士)

エルタックスなど電子申請に対しての対応ができていないので対応を研究するとともに対応方法を各単位会などと情報交換をする必要がある。なお、行政書士の登録を行っていない税理士は、議事録作成や建設業許可申請などの書類作成は行政書士法違反であるので税理士会に申し入れすべきである。

会計業務は、行政書士の業務であり建設業経営審査の評点アップに会計の知

識は欠かせない。この分野は行政書士事務所経営に安定性をもたらすので可能ならば積極的に業務を行うべきである。なお、税理士とは、相互にメリットがあるので、提携が可能ならば互いに協力していくことも視野に入れるべきである。なお、行政書士が申告できる税もあるので可能ならばこの分野に仕事を得る場面を作るべきである。重量税の還付申請や軽油引取税の免税申請などが有望ではないか。

#### (対社会保険労務士)

社会保険労務士業務については、昭和55年以前の行政書士会入会者しか行うことができないことを周知徹底すべきである。特に新入会者には、新人研修などで知らせるべきである。就業規則については、常時従業者10人未満の会社については行政書士業務の範囲内との見解だが、10人以上の場合は業務の範囲外との見解である。人材派遣業の申請については、行政書士業務の範囲外との認識だが実際行っている行政書士もいるので統一した見解を定める必要がある。

#### (対弁理士)

著作権については行政書士業務であるが、依頼者からの需要はほとんどないのが実情のようだ。弁理士業務については、従来の工業系の仕事から文科系の仕事にも進出する傾向があるので行政書士の職域を侵されないように注視すべきである。

#### (対不動産鑑定士・対公認会計士)

不動産鑑定士・公認会計士については特に問題となる事例は提供されなかった。

#### (対土地家屋調査士)

土地家屋調査士や建築士が農地転用の業務をしている事例の提供があった。 農地転用業務は明確に行政書士業務なので警告を発するとともに各都道府県の 担当者により各関係機関に通達を出していただくよう積極的に働きかけるべき である。なお、違反者が農地転用業務から撤退した場合の受け入れ態勢が整わ ない単位会は早急に対策をすべきであるとの意見が出された。

#### (その他)

ファイナンシャルプランナーの内部資料に法令遵守の項目があるが行政書士 業務違反をしないようにするとの記載がない。浸食されないよう行政書士会か ら通知をすべきである。

海事代理士については、貨物利用運送法(陸・海・空)につき行政書士業務 に進出することがないように注視すべきである。

#### 第3分科会 成年後見部門 報告書

テーマ 「行政書士と成年後見・現状と将来の展望」

参加者 23名 進 行 安 圭一 記 録 関口 美紀子

#### 協議内容

平成12年から成年後見が始まり10周年ということで行政書士としてどのように関わっていくのか

#### 1 各単位会の現状

- 各単位会によっては家裁から推薦依頼がきて後見人不足のところや、やっとサポートセンターができて研修会を開いているところなどかなり現状は様々である。
- 任意後見制度は困った高齢者のお手伝いをし高齢者が安心して契約できる制度で 我々行政書士の業務である。
- ・ 今後は制度の広報活動が急務である。

#### 2研修会と会員に対しての監理監督について

- 研修については、会として行っているところと、NPO法人が行っているところがあり、NPO法人が行った後見人育成研修・保険加入については会への報告義務を課している。
- ・新聞沙汰になっていないが弁護士・司法書士がトラブルになっているのはたくさんある。家裁も弁護士や司法書士より行政書士は危ないと思っていますので今からキチンとして完璧な監理をしていかなければならない。
- ・ 苦情やクレームを組織として監理していかないといけないので支部長に課される責任は相当重い。

#### 3今後の問題

- 先行団体のレベルが非常に高く、家裁に比べられるので行政書士のレベルアップを 図っていく。(単位制研修・考課制度・試験)
- 低所得者たちの成年後見が多く、成年後見は社会貢献であり、ボランテイアなのでこの制度を仕事としていくのは無理であり、そのため後見人になろうという行政書士が不足している。
- ・ 法テラスにきた成年後見に関する相談はリーガルサポートへ流れていってしまうので、行政書士会もリーガルサポートに準じたものをつくっていかなければならない。
- ・ 成年後見全体の動きとしては行政書士も身近にならければならず、我々は成年後見 人の育成・養成に力を入れてコンプライアンス違反にならないようきちんと考えて いかなければならない。
- ・ 法テラスからも認められる行政書士サポート団体を認めさせていかなければならないが、日行連は10年遅れてしまった。既存のNPO法人サポートセンターを日行連のコスモスに移行するのには問題がある。(財務財産はどうするのか等)

#### 第 4 分科会 産業廃棄物業務部門 報告書

テーマ 「産業廃棄物申請における問題点について」

参加者 21名 進行·記録 木村 司

#### 協議内容

1. 申請書を2段階受理としている千葉県の対応について

(千葉会)

無関心ではなく問題意識をもっており県との協議会を開催しており改善を求めているが改善されていない。

(東京会)

交渉には限界があると思うので、千葉県へは関地協からの提案で臨むべきである。

2. 許可証を手渡しのみとする千葉県内の対応について

(千葉会)

特別、問題意識は持っていない。

(群馬会ほか)

ぜひ郵送にしてほしい。他県から取りに行くのは採算が合わない。

3. 栃木県で運搬車両の写真向きが他県と異なること(正面、真横)及び撮影日を記入する根拠について

(栃木会)

来年、県との協議会を開催するので問題提起したい。

4. 千葉県独自の運搬車両ステッカーについて

(千葉会)

県の対応には疑問であり、廃止を要求したが、不法投棄が減少しないので廃止できないとの回答である。

5. 栃木県で更新申請時の書類省略がないことについて

(栃木会)

県は、調査する関係で、写真は新しい物がほしい、駐車場の直近の権利関係を確認 したいとの回答であるが、県との協議会は数年開催していない。ぜひ関地協内に、 問題点を協議する連絡協議会を設けてほしい。

#### 討議前半の総括

(東京会)

東京には環境部門はない。関地協内の単位会で環境部門がないところもあり、この部門はあまり研究されていない。

関地協内で取り上げてほしい。

#### (群馬会)

各県で申請書のバラツキと添付書類にバラツキがある。

関地協内で意見交換して問題点等の洗い出しを進めるべきである。

## 6. 債務超過先、損失計上先への対応のバラツキについて (今回のメインテーマ) (各単位会)

①収支計画書、経営診断書が必要となる基準、②収支計画書、経営診断書の添付 書類の相違、③診断書作成者の資格について現状を発表

#### (静岡会)

診断書を作成できる資格者について国会議員を通して行政書士でも作成できるよう環境省に回答書を求めている。

ただし、作成できるとしても能力担保が必要になる。

#### (東京会)

研修を受講した修了証で能力担保して環境省と折衝できるよう、関地協として日行連に提案してはどうか。

#### (群馬会)

作成できる「中小企業診断士等」の条件など、関地協で議論し進めるべきである。 研修を受講した行政書士が他県の申請でも可能となることが望ましい。

#### 7. その他の意見

行政手続法7条に基づき、申請はすべて郵送でおこなっている。受理されている。 もっと手続法を活用して仕事すべきではないか。

#### 分科会討議のまとめ

各県や市によって申請書や添付書類、申請方法が異なること、及び申請者が債務超過や 損失計上している場合の収支計画書や経営診断書の作成基準や作成できる者の資格にバ ラツキがあるため、それらの問題点を研究整理して日行連や日政連に提言していくため、 各単位会の実務者による、国際業務連絡会のような連絡会を立ち上げる方向とし、正式 に発足するまでは、その準備会を立ち上げる。

その連絡会では、申請書、添付書類のバラツキの問題ばかりではなく、行政書士が経営診断書を作成できるよう、その能力担保に関する点や、行政書士における申請上の法令遵守についても取り上げ、提言していきたい。

#### 第5分科会 ADR業務部門 報告書

#### テーマ 「ADR事業推進における問題点について」 ~ADR事業の進捗状況と将来の展望~

参加者 20名 進行·記録 古川 正美

#### 協議内容

#### I各単位会の現状

- ・認証取得済、申請中、今後申請予定、当面申請予定なしというように各単位会によって 現状は様々であるが、ADRの重要性については異論がなかった。
- ・認証取得済の単位会においては、今後の実績の積み重ねが重要であり、特に敷金・原状 回復の紛争分野に関しては国土交通省も期待している。
- ・4分野以外の紛争分野に参入しようとする場合、その専門性とその分野が行政書士業務 である旨を客観的に法務省に対して立証する必要がある。
- ・研修に関してはメディエーション研修や手続実施者養成研修等を実施している。

#### Ⅱ弁護士の関与について

- ・弁護士会との協議を進めている単位会、個別の弁護士にアプローチしている単位会とあるが、法務省の見解ではどちらでも問題ない。
- ・地元の弁護士会と協議したが、その中で実質的に取扱紛争分野の削減と手続関与弁護士 の増員を要求された。(長野会)
- 手続関与弁護士の人数については、実務上2~3名は必要となるのではないか。

#### Ⅲ広報活動について

- ・一般市民向けにADR制度及び行政書士のADR事業への取り組みについて認知度を向上させるためにも積極的な取り組みが必要であり、特にマスメディアの活用が効果的である。
- ・外国人向けのPR活動として、英語表記によるホームページを立ち上げる予定。(東京会)

#### IVその他(意見・問題点)

- ・ADR代理権及び行政不服審査法の不服申立代理権の獲得を目指すのであれば行政書士 試験の試験科目の見直しが必要となるのではないか。
- ・ADRの重要性は認識するが、個々の行政書士にその重要性をいかに伝達していくかが 問題である。
- ・手続実施者の確保については、能力担保を確実にするため、要件を厳格にすべきであり、 さらに調停人としての人間的適性も見極めた上で選任すべきである。
- ・メディエーション研修や経済産業省監修の手続実施者養成研修等のトレーニングは、個々の行政書士において相談業務のスキルアップに寄与する。
- ・ADR事業は費用対効果という視点からは、当面収益事業足り得ないが、行政書士の知 名度及び地位向上という視点に立って取り組むべきである。
- ・実際にADR機関での調停となった場合、その準備書面作成を行政書士業務として位置 づけることも可能ではないか。

16

#### 2010年(平成22年)9月29日 水曜日

土方式 茨

杂一

月到



意見交換で説明する日行連の 北山孝次会長=大洗ホテル

5人が参加。 27の両日、大洗町磯浜 会(日行連) 力協議会連絡会が26、 日本行政書士会連合 など、新分野参入 の関東地

初日は国際業務、

成

町の大洗ホテルで開か 県の行政書士会員11 れ、本県を含む1都10 裁判外紛争解決手続 成年後見やADR

DRなど五つの分科会 取得した単位会が伸び 年後見、産廃業務、 を開催。 ADR認証を つつある実績を報告し 日行連が設立した A

# 成年後見など意見交 大洗 関東の行政書士が会議

に向けた各単位会の取 り組みや課題などにつ いて活発に意見交換し や不安などについても ートセンターへの期待 コスモス成年後見サポ 率直に話し合った。

換換

位会の諸課題などにつ 山孝次日行連会長、 寺俊県総務部長らも出 谷隆亮大洗町長、 日行連への要望や単 小野小

27日の全体会には北

いて意見交換した。

事 務 連 平成22年10月15日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会 第一業務部 部長 野崎 清好

# 経営事項審査の審査基準の改正等について

日行連第一業務部より、下記の通り情報提供させていただきます。

記

国土交通省では、経営事項審査のあり方について見直しを図るため、中央建設業審議会における審 査基準、虚偽申請防止対策の強化を中心に審議してまいりました。

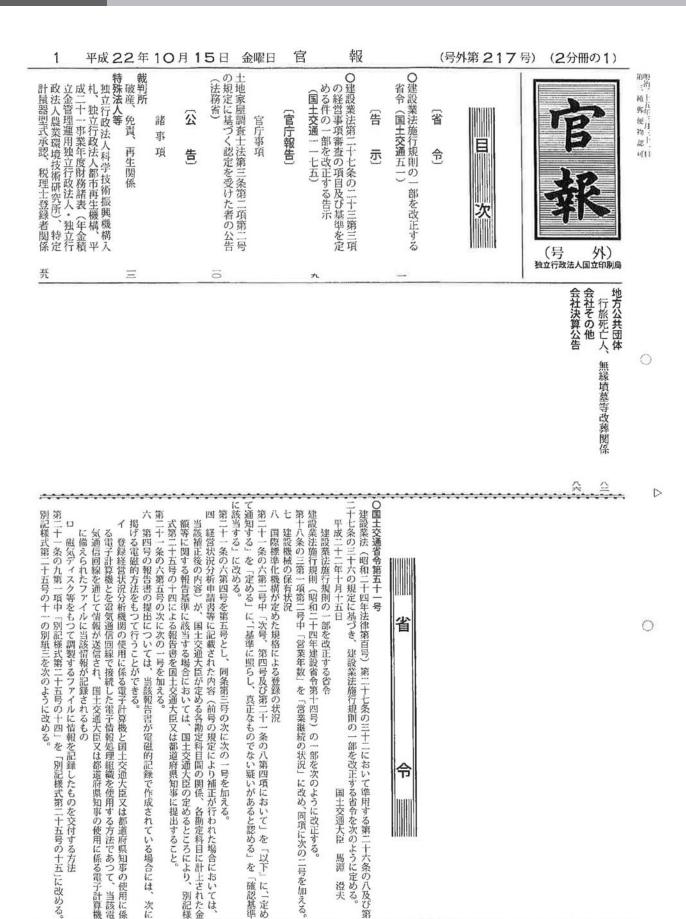
本日付で、国土交通省より経営事項審査の審査基準の改正等について、発表されましたので、告示 改正の官報とあわせて、業務参考資料として送付させていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

#### ●添付資料

- ・「経営事項審査の審査基準の改正等について」 (平成22年10月15日 国土交通省総合政策局建設業課) ※本資料は国交省 HP 上でも掲載されております。
  - http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\_hh\_000088.html
- 官報(平成22年10月15日付・号外第217号)

以上



澄夫

に、一定め

次に

平成 22 年 10 月 15 日	金曜日	官	報	(号外第217号)	2
別統三					(用紙A4)
	その他	の塞漆項目	(社会体等)	,	

	その他の番登項目	(江云江中
労働福祉の状況	100	
	項 遊 5	

労働福祉の状況	m -	
雇用保険加入の有無	項 遊	(1, 有、2.無、3. 適用除外)
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	(1. 有、2. 無、3. 滋用涂外 )
建設業退職金共產制機加入の有無	43	(1. 有, 2.無 )
辺臓 時金利度若しくは企業年金制度導入の有無	44	(1. 有, 2.無)
法定外労働災害捕獲制度加入の有無	4 5	[1. 有, 2. 無]
建設業の営業継続の状況		
営業年数	4 6	(4r)
		MOTA-(1930) を交Uたすの   休業等期間   備考 (組織変更等)   Wife 年 月 日 年 か月
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	47	1 (1.有、2.無 )
		□ 有先手模又は東先手模関係於定用 再生計畫又は東生計劃認管自 再至予較又は東生手稿整備決事
		PAX 年 月 日 PAX 年 月 日
防災活動への貢献の状況		
防災協定の締結の有無	4 8	[1. 有、2.無]
法令遵守の状況		
営業停止処分の有無	4 9	[1.有、2.無]
指示処分の有無	50	[1.有、2.無]
建設業の経理の状況		
監査の受害状況	5 1	1 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の改選、 3.経理処理の適正を確認した資の書類の提出、4.無
公認会計士等の数	5 2	<u></u>
二級登針経理試験合格者の数	5 3	<u>1</u> .□1 ω
研究開発の状況		
研究開発費 (2 禁平均)	5 4	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
		審 资 対 集 事 年 撰 家至对第事集中提印前富女比第事集年度
		(千円)
建設機械の保有状況		ALCOHOL STATE OF THE STATE OF T
建設機械の所有及びリース台数	5 5	
国際標準化機構が定めた規格に	よる登録	その状況
ISO9001の登録の有無	5 6	[1. 行、2.無]
18014001の登録の有無	57	[1. 有, 2. 無]

#### 記載要領

- 1 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□□□のように右詰めで記入すること。
- 2 4 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険 者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は 「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の 適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 4 2 「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長(健康保険にあつては、健康保険組合を含む。)に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 4 3 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 5 4 4 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
  - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約 が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法 (平成 13 年法律第 50 号) に規定する確定給付企業年金が 導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法 (平成 13 年法律第 88 号) に規定する企業型年金が導入されていること。
- 6 4 5 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財) 建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合 会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づ く保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。) に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場 合は「2」を記入すること。
- 7 4 6 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可 又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平 成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定 を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、 当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年 数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを 消すこと。
- 8 4 7 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以 降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生

手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の 場合は「2」を記入すること。

- 9 4 8 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号) 第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関す る協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 10 4 9 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定に よる営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」 を記入すること。
- 11 5 ① 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第 28 条の規定による 指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入す ること。
- 12 5 ① 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 13 5 2 「公認会計士等の数」及び5 3 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 14 5 4 「研究開発費 (2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 15 5 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。
- 16 5 6 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準 化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれ ていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、 受けていない場合は「2」を記入すること。
- 17 5 7「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

5

(用紙A4)

別記様式第二十五号の十二を次

株式第二十五号の十二 (第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書総 合 評 定 値 通 知 書

許可 特 審査基準日 平成 年 月 日

殿

使 立 下 の 移 型			冠拟 1.	T 66	l iii	24 % h	L I I C	K OK	拉 辦 信	i ii ti	
10 日 主 本	銀 会 T 作の 種 箱	格合辞运折	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH								14 14.
Total Pura Pura Pura Pura Pura Pura Pura Pura	The second secon	(P)	Nates	(X)		一般	(成分代集)	12.66		その他	(Z)
511 アレストンクリート   102 日本   102 日本   103 日本   104 日本   105 日本   1	010 ± * - X									Version	
10:10 日		7				(c)	i				
100   2									arrange of		
100   2											
150 日							1				
505							i				11-15-55
100   10							1				100
1070	the state of the s								100 80		100
100   90   100   11   11   11   11   1											
100 タイル・北人が・プロック   111 日									2100		
11 日		-		The second			1				
11 日											
11   13   株 生 形							-				
120   R				1 340		0					
190 日   19	120 D. 97				1	1					
150   技   安   安   日   日   日   日   日   日   日   日	130 (2										
150   版   全	140 し ゆ ん せ つ			1000							-
160 分 ラ ス   160 分	150 株 含				1				Lane.	1/32	111111
140   150   17   17   17   17   17   17   17   1				177							
190 符 元 注 上				1			1				
200 施 械 岩 及 京											
210   形   校   村   村   日   日   日   日   日   日   日   日							1				
220 年							-				
230   市							-			-	_
250   水   近   海   京   京   京   京   京   京   京   京   京						-	-			_	-
250 様 直					-		-			_	-
200   水 直	200								_	-	-
270 前	40.0		The Money Committee			_	-		-	-	-
280   前						_	1			- Contraction	-
				-	-			_	-	-	-
自己 夏 本 照 及 び 和 益 網 数 號   点 数 號   点 数 號   月 程 陳 加 人 の 有 医				-	-					-	-
日己 克 本 報 及 び 利 益 額 数 街		2		-		-	+			1	-
日 己 資 本 類	8 H			_3	L	_	1			-	ı
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	0 7 5 5 5 16 16 4	- 35 T	27 10	N 10	その他	の審査は	6 H ( 2):	2 性 第 1	1 10	AL AL	2.5
新 益 類 (X)		114		- St							1
注 点 (X)   注 点 (X)   注 分											1
議会 現代 規模等類価の結果 を通知します。		(X-)			1E 47 5	出日金月	· 济 初. 度 加	人の有き			1
***   **			100.000								1
***   **	終党規模祭評価の結果・・・・・・				连定外	穷佛洪当	制值延度方	人の有無			]
	総合記定師 を通知します	· ·			25	BA 55	14	Ø	状	R.	
Prix 年 月 日	40.00				28	*	45	ģ.		- 4	1
1   2   2   2   2   2   2   2   2   2	HERD 4	E D F	1			生进又社会	社更生態の	適用の有無			1
おり	1744		res:							192	-
Tan											T
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日					-			***	-	19	_
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日										-	1
出版 会 連 字 の 秋 記   20											1
日					The second second second					22	7
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日										DK.	_
一		722			_						4
接 京 変 の 様 理 の 状 記   接 京 変 の 様 理 の 状 記   接 京 変		R	3								4
振 元 関 元 元								m to to to	46	21	٦
# 考) # 表					The second second second					in.	1
様景 状 記   改算   様景 状 説   交算	are take									70	J
支払利息比率     自己資本対因定資金比率     建設機械の保有状況       債 回転期間     自己資本 北中     iSO 9 0 0 1 の登録の有型       資本売上総利益率     資金キャッシュフロー     iSO 1 4 0 0 1 の登録の有型       上高鮮常列益率     利益額条金     国際標準化機構が定めた規格に基づく登録の状況	步 考)										-1
イ 回 転 期 目 ご 役 本 北 車     U S O 9 0 0 1 の 登 駄の 有 歴       イ 本 売 上 総 利 達 申     対 達 申 会 会     U S O 1 4 0 0 1 の 登 駄 の 有 歴       日 高 経 常 利 達 申     利 達 申 会 会     国際環準化機構が定めた規格に基づく登録の状況	<b>稀 况 状 况</b>			交易							7
7 本売上総利益申 営業キャッシュフロー 1 S O 1 4 O O 1 の登録の有無 上高経常利益申 利 益 剰 余 会 国際環準化機構が定めた規格に基づく登録の状況	支払利息比率									U.	1
1: 高鮮 常 列 益 利 益 利 条 会 「国際原軍化機構が定めた規格に募づく登録の状況	(M (o) 6.5 101 201										-
			ショフロー							201	_
	7 本売上総利益申			-	CALL MAIL SHEET						
27 5. (Y) 27 5. (W)	7 本売上総利益申	利益	副 余 会		15 展 頃 1		AL OF TEMESO	世界のく	位 展 の 次	(W)	

23

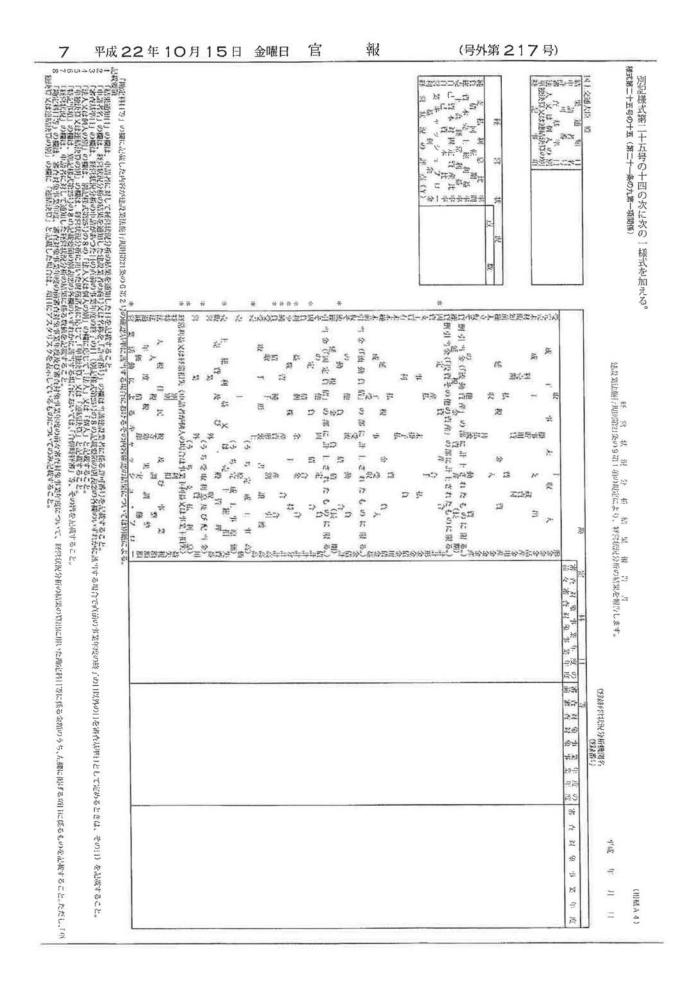
建設業法施行規則第21条の6第4号の規定により、以下のとおり報告します。 平成 年 月 日 地方整備局長 北海道開発局長 類	第二十五号の十	四(第二十一条の六		基準該当項目報告書			(用紙A4)
地方整備局長     登録経営状況分析機関名       北海道開発局長     登録番号		建設業法旗					
	北海道開発局長		HAT.		登録経営状況分	分析機関名	月 日
中請者名   許可當号   審查與中日   該当項目   據 認得期   嫌 認 結果 等				*****	yet day ote day		CEI Arte
	申請省名	許可番号	審查基準日	該当項目	確認問類	確認程	果 等
	1						
			h l				
					-		
		1		1			

#### 記載要領

1 「 地方整備局長

北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。

- 2 「申請者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番号を記 戦すること。
- 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があった日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の8の記載要領の別表にの各 欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記載すること。
- 「該当項目」の欄は、第21条の6第4号の報告基準に該当した勘定科目等を記載すること。
- 「確認鬱類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した鬱類を記載すること。
- 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。 (例1) 税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
  - (例2) 有利子負債を期末に返済。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。



平成	22	年	1	0	月	1	5	日	金曜日	官	報
----	----	---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---

(号外第217号)

8

7

			確認基準	該当項目報告書	平成 登録経営状況分析機関名	年	月月	t A 4	
				3	登録番号				
請者名	許可番号	審査基準日	疑幾項目	確認書類	確認結果等		報	告	4
								-	
					,				
							_	_	_
									_
						_	-	_	_
			1	-					_
							1	-	
			1						
									_
							-		
							+		
							-		
		j I							
							-		
	我要領								

#### 記載要領

一様式

- 「申諧者名」の欄は経営状況分析の結果を通知した建設業者の商号又は名称を、「許可番号」の欄は当該建設業者に係る許可番 1 号を記載すること。
- 「審査基準日」の欄は、経営状況分析の申請があった日の直前の事業年度の終了の日(別記様式第25号の8の記載要領の別表 (2)の各欄のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を密査基準日として定めるときは、その日)を記載す ること。
- 「疑義項目」の欄は、第21条の6第2号に定める基準に該当した勘定科目等を記載すること。 3
- 「確認啓類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した啓頻を記載すること。 4
- 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。 5 (例1) 税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。 (例2) 有利子負債を期末に返済。
- 「報告先」の欄は、第21条の6第4号の規定に基づいて国土交通大臣又は都道府県知事に報告を行った場合における地方整備 局若しくは北海道開発局又は都道府県の名称を記載すること。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。

日行連発第904号 平成22年10月19日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次 第一業務部 部長 野崎 清好

# 自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」の新規利用・更新希望会員の取りまとめについて(お願い)

標記の件について、国土交通省で新規利用希望会員の募集(平成22年11月期)及び更新希望会員の募集が行われることとなりましたので、ご連絡いたします。

平成21度より、自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請(以下、「OSS」という。)に係る「まとめ払い」及び「一括利用」の新規募集においては、年4回(4、7、11、1月)に亘り定期的に行われることとなり、本年度において今回は、7月期の募集に続き3回目となります。

現在、OSSが稼働している地域は岩手、東京、神奈川、茨城、埼玉、群馬、静岡、愛知、大阪、 兵庫の各都府県に限られております。未稼働地域の会員の方も「まとめ払い」及び「一括利用」のお 申し込みいただくことは可能ですが、稼働地域の申請以外ではご利用いただけませんのでご留意いた だくようお願いいたします。

各単位会におかれましては会員にご周知いただき、下記要領にて希望会員のお取りまとめ下さいますようお願いいたします。

記

#### 【概要】

#### ▼ 「まとめ払い」について

OSS システム上で複数件の申請を行う者の税・手数料(国庫金・地方公金)の納付における利便向上のための、1つの納付番号で複数申請分を支払うことを可能とする機能です。アプレット方式でも利用することができます。

当該「まとめ払い」機能は事前に申込みを行い、国土交通省より「まとめ払い」に係る ID &パスワードの交付を受ける必要があります。また、その利用期限は2年間とされており、2年ごとの更新手続きが必要となります。

#### ▼ 「一括利用」について

OSSでは、インターネット上のアプレット方式とは別に、申請データを作成・送信するプログラム(申請者側で用意する必要があります。)を用いて大量一括申請を行うことが可能です。

一括申請を行う場合には、事前に利用するプログラムの仕様等を提示した上で、国土交通省より「一括利用」に係る ID &パスワードの交付を受ける必要があります。

#### 【申込み要領】

別紙「自動車保有関係手続ワンストップサービスまとめ払い利用依頼書」または「自動車保有関係手続ワンストップサービス仕様書開示/一括利用開始依頼書」にてお申し込みください。

#### ▼申込み期限:平成22年11月1日(月)午前中

提出方法: 所属の希望会員が記入した依頼書を各単位会で集約のうえ、当該依頼書をメール (ngr-a-kobayashi@staff.gyosei.or.jp) 又は、FAX (03-3463-0507) 日行連事務局業務課第一係宛にてお送りください。

注意事項:①今回は、「一括利用」「まとめ払い」の新規、「一括利用」「まとめ払い」の更新、「まとめ払い」の新規、「まとめ払い」の更新の4種の募集をしています。

- ②「一括利用」を申し込まれる場合には、併せて「まとめ払い」の申込みが必要です。 「まとめ払い」単独の申込みは可能です。
- ③「一括利用」を申し込まれる場合には、国土交通省で一括申請に利用されるプログラムの仕様等を確認するなどの審査があります。

#### 【添付書類】

- 自動車保有関係手続ワンストップサービスまとめ払い利用依頼書(新規)
- (更新)
- ・自動車保有関係手続ワンストップサービス仕様書開示/一括利用開始依頼(新規)
- (更新)

以上

平成22年9月吉日

関係各位

財団法人日本国際協力センター 理事長 松岡 和久

#### 組織改編及び本部事務所移転に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの業務につきましては多大なるご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、当センターは、下記のとおり平成 22 年 10 月 1 日をもって組織改編を、また同年 10 月 18 日をもって本部事務所移転をそれぞれ実施することといたします。

これを機に、より一層の業務の充実と改善に努める所存でございますので、今後ともご 指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 組織改編

(1) 目的

組織体制の強化ならびに業務の効率化を図るために、組織改編を行うものです。

- (2) 内容
  - ① 海外事業部を新設 留学生部を改称し、プロジェクト開発部新規事業課の業務とプロジェクト支援 課の一部業務、及び国際研修部研修開発課の一部業務を統合する。
  - ② 国内研修部を新設 海外事業部へ統合された業務以外のプロジェクト開発部と国際研修部を統合 し、改称する。
  - ③ その他 総務部、国際交流部、派遣支援センター及び支所は変更ありません。
- 2. 新住所及び各部署連絡先
  - (1)新住所

〒160-0023

東京都新宿区西新宿八丁目 14番 24号

西新宿 KF ビル2~3階

電話:03-5925-7170 (大代表)

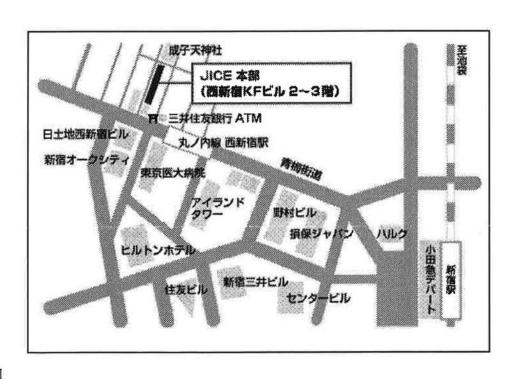
(下記地図参照)

#### (2)各部署新連絡先

総 務 部	総 務 課	TEL 03-5925-7172	FAX03-5925-7171
	経営戦略室	TEL 03-5925-7174	
	人 事 課	TEL 03-5925-7173	
	財 務 課	TEL 03-5925-7174	
海外事業部	管 理 課	TEL 03-5925-7180	FAX03-5925-7540
	新規事業開発課	TEL 03-5925-7181	
	国際研修センター準備室	TEL 03-5925-7182	
	地 域 1 課	TEL 03-5925-7183	
	地 域 2 課	TEL 03-5925-7184	
国内研修部	計画・支援課	TEL 03-5925-7190	FAX03-5925-7541
	研修監理課	TEL 03-5925-7191	
	多文化共生課	TEL 03-5925-7192	
	日本語企画室	TEL 03-5925-7193	
国際交流部	企画管理課	TEL 03-5925-7530	FAX 03-5925-7542
	交流事業課	TEL 03-5925-7531	

派遣支援センター、支所、業務室およびプロジェクト事務所には連絡先の変更はありません。

#### 3. 地図



#### 4. 新組織図

別紙のとおり

29

# 総務部

### 活動状況報告

**日 時** 平成22年10月27日(水) 14:00~17:00

場 所 茨城県開発公社3階 中会議室1

出席者 正副会長、理事、各支部長、監事、総務部員

事業 第4回理事会開催

#### 事業の内容

#### [審議事項]

第1号議案 茨城県行政書士会就業規程の一部改正について 別紙のとおり可決されました。

第2号議案 茨城県行政書士会職員給与細則の一部改正について 別紙のとおり可決されました。

第3号議案 「行政書士法制定60周年記念 平成23年新春交流会」の開催について 総務部に一任とする。

#### [報告事項]

事務局執務室の移転について

- 1 要 因 ビルオーナーである県開発公社から西側隣接室への移転要請が有ったため。
- 2 移転する事務室の賃貸面積 86.90㎡(現有面積86.90㎡)
- 3 移転に要する経費の財源(県開発公社負担) 室賃貸料3ヶ月分相当額 819,000円
- 4 移転作業の日時 平成22年10月30日(土)・10月31日(日)

#### 第1号議案

#### 就業規程の一部改正(案)について

#### 【改正の内容】

就業規程(昭和50年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第6章第29条第1項第3号中「役付手当」を「管理職手当」に改める。

附則

この規程は、平成22年10月27日から施行する。

平成22年10月27日提出

茨城県行政書士会

会 長 國 井 豊

#### 第2号議案

# 職員給与細則の一部改正(案)について

#### 【改正の内容】

職員給与細則(昭和54年4月24日施行)の一部を次のように改正する。

巻頭の「第20条第2項」を「第33条」に改め、「もとづく」を「基づく」に改める。

第4章第6条の(役付手当)を(管理職手当)に改める。

第6条第1項中「役付手当」を「管理職手当」に改め、「月額11,500円」を「月額30,000円から50,000円の範囲で、会長が裁定する額」に改める。

附則中「第12条」を削る。

#### 附 則

この細則は、平成22年10月27日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

平成22年10月27日提出

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

# 就業規程の一部改正(案)新旧対照表

改正後規程	現 行 規 程
第1章から第5章(略)	第1章から第5章(略)
第6章 給与、退職金 (給与) 第29条 職員の給与は、下記によるものとする。 (1) 給与 (2) 扶養手当 (3) <u>管理職手当</u> (4)から(7) (略) 2 給与の支給は、~ (以下略)	第6章 給与、退職金 (給与) 第29条 職員の給与は、下記によるものとする。 (1) 給与 (2) 扶養手当 (3) <u>役付手当</u> (4)から(7) (略) 2 給与の支給は、~ (以下略)
第30条から第39条 (略) 附則 (略) <u>附則</u> この規程は、平成22年10月27日から施行する。	第30条から第39条 (略) 附則 (略)

# 職員給与細則の一部改正(案)新旧対照表

改正後細則	現 行 細 則
就業規程 <u>第33条</u> の規定に <u>基づく</u> 職員給与細則を 次のように定める。	就業規程 <u>第20条第2項</u> の規定に <u>もとづく</u> 職員給 与細則を次のように定める。
第1章から第3章 (略)	第1章から第3章(略)
第4章 諸手当 (管理職手当) 第6条 管理職手当は、事務局長に対し、 <u>月額</u> 30,000円から50,000円の範囲で、会長 が裁定する額を支給する。 (同右)	第4章 諸手当 (役付手当) 第6条 役付手当は、事務局長に対し、月額 11,500円を支給する。  2 この月額は、社会水準・物価等を考慮して 改正することができる。
第7条から第11条 (略)	第7条から第11条 (略)
附則この細則は、昭和54年4月24日から施行する。所則この細則は、平成22年10月27日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項の規定は、平成22年4月1日から適用する。	附則 第12条 この細則は、昭和54年4月24日から施 行する。

# 平成22年度行政書士試験が実施されました

試験場責任者 雨 貝 洋 子

平成22年11月14日(日)全国69ヶ所の会場で、行政書士試験が行われました。

当茨城県は、筑波大学で行われ、受験申込者1,351名 受験者1,087名 欠席者264名(欠席率19.5%)でした。

全国69会場で、一番広い会場が筑波大学であり、範囲が広ければ広いほど、対応すべき事が山積します。しかも茨城大学から筑波大学に移り3度目の実施、駐車場を開放して、自家用車の乗り入れを認めて、まだ2度目の実施です。そのような中で、多数の会員方々のご協力を頂き、無事に終わりましたこと深く感謝申し上げます。



試験説明会において國井本部長のご挨拶



大内危機管理担当者より試験当日の危機管理体制を説明



雨貝試験場責任者より重要事項の説明



開始前、緊張の本部室



試験会場の筑波大学校内



試験開始前の本部員の緊張



## 活動状況報告

**日 時** 平成22年 9 月12日(日) 9:00~15:00

場 所 水戸市民会館

出席者 國井会長、郡司副会長、古川部長、安副部長、間中副部長、大庭部員、飯塚部員、若杉部 員、古市部員

(出席者数) 9名

事業 平成22年度茨城県自由業団体連絡協議会無料相談会(八士会)

#### 事業の内容

合計で120組を越える相談者が来場し、茨城県行政書士会としては約30組の相談を受けた。内容としてはやはり相続関係が多かったが、相談内容が多方面に渡る案件も多く見受けられた。

**日 時** 平成22年 9 月21日(火) 13:30~17:00

場 所 茨城県開発公社ビル 3F大会議室

出席者 郡司副会長、古川部長、安副部長、間中副部長、大庭部員、飯塚部員、若杉部員、古市部員 (出席者数) 8名

事業 ①中小企業支援業務に関する講演会

②新公益法人制度プロジェクトチーム募集説明会

#### 事業の内容

- ① 行政書士が関与できる中小企業支援業務に関し、立命館大学準教授の中森孝文先生をお招きし 「行政書士と知的資産経営」と題した講演会を行った。今後は、県内の中小企業支援団体(商工会・商工会議所等)に対し、行政書士及び行政書士制度のPR活動を実施する予定。
- ② 平成25年11月に迫っている新公益法人制度への移行手続に関し、個々の行政書士がこの手続自体が行政書士業務であることを認識し、又申請窓口である茨城県においても手続の担い手として行政書士が期待されつつある現状を鑑み、早急に行政書士会として本制度に取り組むべきであるとして「新公益法人制度プロジェクトチーム」(PT)メンバー募集の説明会を開催し、70名ほどの参加があった。今後は入会希望者らの運営による PT 会議を開催する予定。

**日 時** 平成22年10月4日(月) 14:00~17:00

場 所 茨城県開発公社ビル 3 F 中会議室

出席者 郡司副会長、古川部長、安副部長、大庭部員、飯塚部員

(出席者数) 5名

事業 新公益法人制度プロジェクトチーム第1回全体会

#### 事業の内容

9月21日のPT募集説明会後、33名の参加希望者があり、第1回の全体会を開催した。協議の上、各委員会の設置、今後の活動予定等を決定し、次回10月20日に第2回全体会を開催することとした。 (詳細に関しては別紙にて記載)

**日 時** 平成22年10月19日(火) 17:00~19:00

場 所 大洗パークホテル

出席者 國井会長、郡司副会長、古川部長、安副部長、間中副部長、若杉部員、飯塚部員、古市部 員、大庭部員

(出席者数) 9名

事業 (財) 関東陸運振興財団との業務打ち合わせ会議

#### 事業の内容

第6回目となる会議を開催し、

- (1) 自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)の進捗状況について
- (2) 出張封印代行の取扱について

という議題について協議した。

**日 時** 平成22年10月26日(火) 13:30~15:30

場 所 ホテル レイクビュー水戸

出席者 國井会長、郡司副会長、古川部長

(出席者数) 3名

事業 平成22年度日本司法支援センター(法テラス)茨城地方協議会

#### 事業の内容

法テラスに関連する関係機関及び団体との密なる連携・協力関係を構築するため、これまでの実績 と成果についての説明のあと、3グループに分かれて意見交換会を開催した。

# 新公益法人制度プロジェクトチーム

**日 時** 平成22年10月4日(月) 15:00~17:15

場 所 茨城県開発公社 3階 会議室4

出席者 企画開発部

(他出席者数) 31名

事業 第1回新公益法人制度プロジェクトチーム全体会議の開催

#### 事業の内容

平成21年10月4日(月)午後3時から、茨城県開発公社ビル3階会議室において、第1回新公益法人制度プロジェクトチーム(以下「本PT」)全体会議が、本会企画開発部主催により執り行われました。

本PT は今後、新公益法人制度についてチーム体制により自己研鑽を重ね造詣を深めると同時に、 行政書士として新公益法人制度にどのように関わるべきなのかを模索実践していく予定です。ひいて は、県内に現存する340を超える社団法人・財団法人の良き相談相手として行政書士を選んで頂き、 順次に新制度以降の申請を行うことにより所轄行政庁の混乱を最小限に抑え、県内における行政書士 の認知度を官民共に向上させると同時に行政書士の地位向上を図ります。

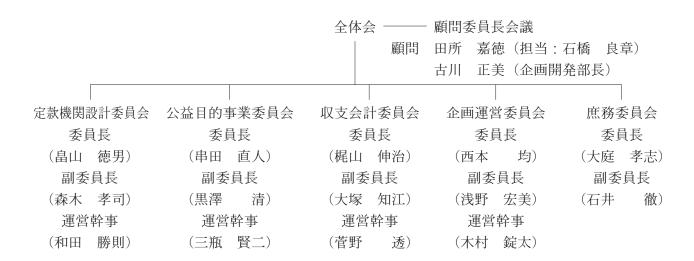
第1回全体会議は、本PTの運営方法および職掌分担などを議題として執り行われ、とても活発に 意見交換が行われました。その様は、今後の本PTの成功を確信させるに十分な内容であったと考え ております。

今後も、許されるならば本紙面上で活動状況を御報告させて頂き、併せて随時ブログにて最新情報 を提供させて頂きますので、宜しくお願い致します。

(新公益法人制度プロジェクト ブログアドレス: http://blog.livedoor.jp/koeki project/)

### 組織図

メンバー構成 一般公募 33名 企画開発部 5名(担当副会長1名、部長1名、副部長1名 部員2名)



# 申請取次行政書士管理委員会

# 平成22年1月~平成22年6月における申請取次実績報告の結果公表

「申請取次実績報告」の提出状況について

茨城会の申請取次者は平成 21 年 12 月より 5 名増の 1 4 9 名となりました。今回も申請 取次資格者名簿に掲載されている取次者各位に「申請取次実績報告」を直接お願いしてお りましたが、期限内に回答があった者は 8 7 名 (5 8 . 3 9 %) に留まり、申請取次規程の 意義と内容をご理解いただけていない会員が未だ多く存在することに少なからず戸惑を感 じています。

委員会といたしましては、「申請取次実績報告」提出状況を粛々と記録し、未提出者に対する理由書の提出等を促し、不正事案への加担等がないかどうかトレースしてまいりますのでご承知おきください。

「申請取次実績報告」の内容について

茨城会の申請取次者が平成 22 年 1 月から 6 月の間に関与した国は 2 1 ヶ国(前年同期間 1 9 ヶ国)です。本県に在留する外国人トップ 5 の外国籍者に対する申請取次実績トピックスは下記のようになりました。

#### (永住許可申請)

1	中華人民共和国		2.86 tvh	(前年同期間	7.45 to)	前年同期間比▲11人
2	大韓民国		0.00 tvh	(前年同期間1	6.67 tzh)	前年同期間比▲ 8人
3	フィリピン		7.23 tv	(前年同期間	3.0 3 toh)	前年同期間比十 4人
4	タイ		5.00 tv	(前年同期間	6.45 tz)	前年同期間比▲ 2人
(5)	ブラジル		0.00 tyl	(前年同期間	$7.25\frac{R-1}{ty}$	前年同期間比▲ 5人
(在	留資格変更許可申	請)				
1	中華人民共和国	1	4.29 %	(前年同期間1	4.8 9 toh)	前年同期間比▲13人
2	大韓民国	1	8.75 %	(前年同期間	6.25 th)	前年同期間比生 0人
3	フィリピン		1.20 %	(前年同期間	6.0 6 kg)	前年同期間比▲ 3人
4	タイ		7.50 tvh	(前年同期間	3.23 tvh)	前年同期間比十 1人
(5)	ブラジル		0.00 %-	(前年同期間5	6.5 2 tv)	前年同期間比▲39人
(在	留期間更新許可申	請)				
1	中華人民共和国	3	3.3 3 %-	(前年同期間3	1.38 tv)	前年同期間比▲24人
2	大韓民国	1	8.75 %	(前年同期間3	1.25 to 1	前年同期間比▲12人
3	フィリピン	3	1.3 3 %-	(前年同期間3	6.36 toh)	前年同期間比十 2人
4	タイ	3	5.00 toh	(前年同期間3	5.48 tv)	前年同期間比▲ 8人
(5)	ブラジル	9	3.3 3 %-	(前年同期間	5.80 toh)	前年同期間比+10人

バブル期にこぞって入国した "ニューカマー"と呼ばれる在留資格者の滞在期間が長期化してきたこと、就労環境が矮小化しており外国籍者が就職のチャンスを失っていること、円高基調がつづき日本の中古自動車や中古部品を輸出する業者が軒並み倒産していること、などの要因で行政書士へ申請取次を依頼するケースが激減していることと拝察いたします。このような状況下では、依頼者が申請取次行政書士に対して報酬額の減額を要求してくるケースが多いと思いますが、取次品質の低下を招く同業他者との価格競争については厳に慎んでいただくようお願い申し上げます。

# 茨城県生活環境部国際課及び茨城県国際交流協会との協議について

現在茨城県生活環境部国際課及び茨城県国際交流協会と、茨城県内に在留若しくは就労 する外国籍者の皆様に対する無料相談会の設置について協議を進めております。

具体的な頻度や相談会場などは未定ですが、継続的に申請取次行政書士を相談会に配置していかなければならなくなる予定です。つきましては、申請取次資格者名簿に掲載されている会員の中で、当該無料相談会への参画を希望なさる会員各位におかれましては、11月30日までに事務局宛にメール又はファックスで意思表示をしていただきますようお願い申し上げます。(体裁は自由)

ちなみに当該相談会は、これまでの協議内容から鑑みて実積と経験の豊富な実務者を優 先的に配置させていただく予定ですので予めご了承ください。

# 日本行政書士会連合会関東地方協議会国際業務連絡会設置について

去る8月25日に、日本行政書士会連合会関東地方協議会に国際業務連絡会が設置されました。この連絡会の目的は、1.各単位会の国際業務担当部門との連絡会議の開催 2.東京入国管理局及び国際業務関係機関との連絡及び折衝 3.日本行政書士会連合会の国際業務担当部門との連絡及び強調 4.国際業務に関する研修会や研究会の開催などとなっております。

会員各位のご意見を集約してより良い実務の追及と広報を心がけてまいりますので、申 請取次行政書士管理委員会宛てにご意見やご要望をお知らせください。

※<u>茨城県生活環境部国際課より「市町村別外国人登録者数」及び「国籍別外国人登録者数」</u> 最新版が公表されましたので、参考資料として添付いたします。ご査収ください。

# 申請取次実績報告

(平成22年1月~6月) ※ 括弧書は昨年度同期間実績

<b>〒冊古の西希</b> 中華人民共和国	LH ATHRO	在留資格認定証明書	資格外活動許可	5動許可	変更	軍	更新	兼	在留資格取得	各取得	永住	牰	角	再入国	就労資格	就労資格証明書	đα	뺩
111777	37	(26)	3	(0)	15	(28)	35	(65)	Н	0	က	(14)	8	(22)	က	(9)	105	(188)
大韓民国	3	(9)	П	(0)	က	(3)	3	(15)	0	0	0	(8)	2	(16)	-	0	16	(48)
74VE>	2	(8)	0	(0)	1	(4)	56	(24)	0	(1)	9	(2)	25	(13)	20	(14)	83	(99)
91	7	(3)	0	(0)	3	(2)	14	(22)	1	(2)	7	(4)	18	(56)	0	(0)	40	(62)
フラジル	1	(0)	0	(0)	0	(38)	14	(4)	0	(1)	0	(2)	0	(19)	0	(1)	15	(69)
7六	-	(6)	0	(0)	1	(0)	12	(2)	0	(0)	-	(1)	8	6	0	(2)	23	(26)
パキスタン	7	(2)	0	(0)	က	(0)	13	(10)	0	(0)	0	(1)	2	(2)	0	(0)	28	(18)
ネバール	3	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(3)	0	(2)	0	(0)	3	(10)
ベングラディジュ	2	(2)	0	(0)	0	(0)	-	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	3	(4)
スリランカ	0	(0)	0	(0)	1	(1)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	7	(8)
ヘトトム	8	(6)	0	(0)	7	(2)	2	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	20	(19)
シャンマー	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(9)
インドネシア	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0	(1)	7	0
マレーシア	0	0	0	(0)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	1	(0)	3	(0)	0	(0)	7	(2)
172	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	2	(2)
7771-187	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	7	0)
加減	2	(0)	0	(0)	2	(0)	14	(1)	0	(0)	1	(0)	15	(1)	0	(0)	37	(0)
モンゴル	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	7	0
1ギリス	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(2)
7577	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
1719	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
1-21-717	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
7117	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	7	(1)
71+9	0	0	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0	(0)	0	0	1	(0)	0	0	1	(2)
-ルシ	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)
ロシア	2	(0)	0	(0)	0	(1)	Т	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	3	(1)
7771+	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(2)
ルーマニア	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	Н	(0)
	80	(102)	4	(1)	36	(82)	146	(191)	2	(2)	16	(38)	90	(120)	24	(22)	398	(233)

# (3) 県内市町村別外国人登録者数

		135		<u> </u>	455	200	(単位:人)
ī	市町村名	1	H17	H18	H19	H20	H21
水	戸	市	2, 845	2, 836	2, 922	2, 984	3, 185
日	立	市	1, 499	1, 475	1, 419	1, 427	1, 427
±:	浦	市	3, 338	3, 433	3, 631	3, 721	3, 656
	(新治	(村)	48	- 1		-	_
古	河	市	2, 209	2, 271	2, 331	2, 407	2, 342
石	岡	市	1, 242	1, 201	1, 223	1, 223	1, 247
結	城	市	1,720	1,686	1, 737	1,809	1,846
龍	ケ崎	市	1, 335	1, 314	1, 265	1, 316	1, 254
下	妻	市	1,695	1,999	2, 020	2,000	1, 985
	(千代川	(村)	413		- 1	-	_
常	総	市		4, 805	4, 893	5, 186	4, 981
	(水海道	(市)	3, 314	-	- 1	-	_
	(石下	町)	1,738	-		-	
常	虚 太 日	市	129	131	136	155	152
高	萩	市	159	167	163	173	153
北	茨 城	市	337	278	279	243	227
笠	間	市	145	759	807	679	625
	(友音	3円丁)	297	-			
	(岩間	]町)	333	-	-		- <del>-</del> -
取	手	市	1, 105	1, 118	1, 262	1, 333	1, 367
牛	久	市	1,050	1, 190	1, 405	1,648	1, 562
0	くば	市	7, 388	6, 981	7, 157	7, 262	7, 581
ひた	- ちな7	か市	1, 132	1, 177	1, 336	1, 405	1, 420
鹿	嶋	市	842	777	779	787	791
潮	来	市	458	436	416	418	395
守	谷	市	644	664	683	666	740
常!	陸 大 宮	市	367	383	376	353	295
那	珂	市	225	226	214	232	236
筑	西	市	2, 414	2, 383	2, 457	2, 388	2, 205
坂	東	市	1,526	1,513	1,623	1, 685	1,639
稲	敷	市	1,099	1,032	983	1,009	958
	みがう	ら市	944	976	1, 102	1, 164	1,094
桜	Ш	市	344	328	357	326	294
神	栖	市	3, 034	2,819	2, 990	2,918	2, 918
行	方	市	1, 113	1,060	1, 041	1,094	1,087
鉾	田	市	1,780	1, 922	2,007	2, 081	2, 224
つく	ばみら		_	357	352	395	388
	(伊奈	〔田丁)	170	-		-	
	(谷和原	(村)	188			-	
小	美 玉 (小川	市		1, 298	1, 337	1,363	1, 376
			466				<u> </u>
	(美野里		649	-	_	-	_
	(玉里		176		CONTRACT DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PR	- A STANDARD	en en antes de l'implication de process.
茨	城	町	423	422	467	440	468
大	洗	町	875	874	886	930	1,037
城	里	町	83	89	95	89	95
東	海	村	270	266	261	256	308
大	子	町	146	135	121	112	102
美	浦	村	290	281	302	290	282
जि	見	町	749	766	763	789	778
何	内	町	113	106	112	121	120
八	千 代	町	605	707	797	909	956
Ŧi.	霞	町	103	112	126	143	114
境		町	634	624	673	698	691
利	根	町	96	101	103	119	137
	合 計		54, 297	53, 478	55, 409	56, 746	56, 738

注) 1 各市町村が各年12月末現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめたものであり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。 2 合併した市町村は合併後の市町の下に () で記載した。

# (4) 県内国籍別外国人登録者数

(単位:人)

国 名	H17	H18	H19	H20	₩H21
アイスランド	2	2	2	0	0
アイルランド	18	17	17	15	17
アゼルバイジャン	5	4	5	5	6
アフガニスタン	27	32	30	33	50
アルジェリア	16	14	15	12	9
アルゼンチン	72	78	82	74	69
アルバニア	1	0	0	0	0
アルメニア	6	4	3	3	1
アンゴラ	0	0	0	0	1
イエメン	0	0	1	0	0
イスラエル	14	17	17	18	13
イタリア	27	23	22	28	42
イラク	1	1	2	2	2
イラン	297	282	290	275	278
インド	531	574	575	591	626
インドネシア	1, 364	1, 333	1,400	1,511	1,698
ウガンダ	47	51	52	40	38
ウクライナ	27	23	33	29	34
ウズベキスタン	12	12	27	35	32
ウルグアイ	6	5	4	4	3
英国	196	199	211	217	230
エクアドル	3	3	2	2	3
エジプト	30	51	66	67	72
エストニア	2	2	5	6	3
エチオピア	11	13	8	9	11
エリトリア	1	1	1	1	1
エルサルバドル	6	5	7	6	4
オーストラリア	174	173	141	132	145
オーストリア	8	13	12	8	6
オマーン	3	4	4	1	0
オマーン オランダ	10	16	15	16	15
ガーナ	27	22	18	24	30
カザフスタン	6	6	15	22	28
カナダ	211	190	177	178	179
ガボン	2	2	2	2	2
カメルーン	30	28	25	21	23
韓国・朝鮮	5, 878	5, 787	5, 829	5, 783	5, 717
カンボジア	78	115	134	143	160
ギニア	1	2	2	3	3
キプロス キューバ	2	2	2	2	2
キューバ	4	4	4	2	2

				(里	位:人)
国 名	H17	H18	H19	H20	₩H21
ギリシャ	14	12	10	12	12
キリバス	0	1	0	0	0
キルギス	4	3	10	15	25
グアテマラ	6	5	6	5	7
クウェート	1	1	1	1	1
グルジア	5	8	5	6	5
クロアチア	2	3	1	2	3
ケニア	20	25	23	25	25
コートジボアール	1	1	2	1	3
コスタリカ	3	4	5	5	3
コロンビア	70	80	82	73	79
コンゴ民主共和国	1	1	1	1	1
サウジアラビア	7	13	12	9	16
サモア	1	1	1	1	2
ザンビア	1	1	1	2	1
ジャマイカ	2	2	5	2	1
シリア	1	4	8	5	9
シンガポール	20	26	28	30	27
ジンバブエ	6	5	4	6	5
スイス	13	18	17	18	16
スウェーデン	13	16	15	13	13
スーダン	0	1	2	4	7
スペイン	18	19	19	25	22
スリランカ	891	903	919	959	983
スロバキア	15	17	14	14	13
スロベニア	12	10	9	9	11
セネガル	9	9	8	3	4
セルビア・モンテネグロ	7	7	6	5	7
セルビア共和国	0	0	0	1	2
セントビンセント	0	0	0	1	0
セントルシア	1	0	0	0	0
ソロモン	3	2	2	2	2
タイ	5, 088	5, 031	5, 037	5, 010	4, 989
タジキスタン	4	4	3	8	12
タンザニア	6	5	10	12	10
チェコ	15	12	12	10	10
中国	12,067	13, 102	14, 023	15, 182	15, 995
チュニジア	18	15	27	28	34
チリ	22	25	25	23	25
デンマーク	6	6	6	5	5
ドイツ	86	85	80	90	83
d		Commence of the Commence of th			

参考資料:法務省「在留外国人統計」(※H21:市町村集計速報値)

(単位:人)

国 名	H17	H18	H19	H20	₩H21
トーゴ	0	0	0	0	1
ドミニカ共和国	9	10	11	10	12
ドミニカ	0	0	1	1	1
トリニダード・トバゴ	6	5	6	8	3
トルクメニスタン	0	0	0	1	5
トルコ	34	25	22	26	24
トンガ	0	1	1	2	3
ナイジェリア	53	56	51	54	52
ニジェール	1	0	0	0	0
ニカラグア	4	6	4	4	7
ニュージーランド	53	51	43	42	34
ネパール	84	106	102	140	203
ノルウェー	5	5	4	7	6
バーレーン	3	3	3	4	3
パキスタン	433	442	497	514	567
パナマ	1	1	1	1	1
バヌアツ	0	1	0	0	0
バハマ	2	1	1	1	1
パプアニューギニア	4	2	2	3	3
パラグアイ	22	26	31	29	24
パレスチナ	0	0	1	1	4
バルバドス	1	1	1	1	0
ハンガリー	32	37	30	25	17
バングラデシュ	484	477	456	449	432
東ティモール	1	0	0	1	1
フィジー	9	9	13	12	16
フィリピン	6, 883	7, 133	7, 542	7, 739	8, 414
フィンランド	9	12	7	7	6
ブータン	1	1	2	1	2
ブラジル	10, 839	10, 926	11, 407	11, 430	9, 873
フランス	98	101	109	107	126
ブルガリア	18	13	9	6	9
ブルネイ	1	1	2	2	1
米国	677	687	658	645	703
ベトナム	500	530	583	680	742
ベナン	5	5	0	0	1
ベネズエラ	10	10	11	14	14

国 名   H17   H18   H19   H20   ※H21   ベラルーシ   10   11   10   13   14   ベルー   2,089   2,096   2,121   2,101   2,094   ベルギー   10   12   11   11   11   11   ボーランド   36   32   30   30   31   3   3   3   3   3   3   3   3					(単	位:人)
ペルー 2,089 2,096 2,121 2,101 2,094 ベルギー 10 12 11 11 11 11 ポーランド 36 32 30 30 31 31 ポスニア・ヘルツェゴビナ 3 3 3 0 0 0 が が リビア 70 73 79 77 81 ポルトガル 8 9 10 9 7 7 81 インジュラス 5 7 7 6 5 5 マケドニア 1 1 0 0 0 0 で マグガスカル 0 1 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	国 名	H17	H18	H19	H20	₩H21
ベルギー 10 12 11 11 11 11 ポーランド 36 32 30 30 31 31 ポスニア・ヘルツェゴビナ 3 3 0 0 0 0 ボリビア 70 73 79 77 81 がルトガル 8 9 10 9 7 ボンジュラス 5 7 7 6 5 7 7 6 5 7 7 6 5 7 7 6 5 7 7 6 5 7 7 7 6 7 7 6 7 7 7 7	ベラルーシ	10	11	10	13	14
ポーランド 36 32 30 30 31 31 ポスニア・ヘルツェゴビナ 3 3 0 0 0 0 ボリビア 70 73 79 77 81 ポルトガル 8 9 10 9 7 ホンジュラス 5 7 7 6 5 5 マケドニア 1 1 0 0 0 0 でダガスカル 0 1 2 2 2 1 でラウィ 1 0 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ペルー	2, 089	2, 096	2, 121	2, 101	2, 094
ポヌニア・ヘルフェゴビナ 3 3 0 0 0 0 0 ボリビア 70 73 79 77 81 ポルトガル 8 9 10 9 7 ホンジュラス 5 7 7 6 5 5 7 7 6 5 5 7 7 6 5 5 7 7 6 5 5 7 7 6 5 5 7 7 6 5 5 7 7 7 6 5 5 7 7 7 6 5 5 7 7 7 6 5 5 7 7 7 6 7 7 7 7	ベルギー	10	12	11	11	11
ボリビア 70 73 79 77 81 ポルトガル 8 9 10 9 7 ホンジュラス 5 7 7 6 5 5 マケドニア 1 1 0 0 0 0 0 マグガスカル 0 1 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ポーランド	36	32	30	30	31
ポルトガル 8 9 10 9 7   ホンジュラス 5 7 7 6 5   マケドニア 1 1 0 0 0 0   マダガスカル 0 1 2 2 1   マラウィ 1 0 1 1 2   マリ 2 2 2 2 2 2   マルタ 1 1 2 2 1   マレーシア 179 188 195 203 220   ミクロネシア 1 2 2 2 2 2   南アフリカ共和国 5 4 5 7 12   ミャンマー 70 77 111 149 134   メキシコ 68 69 69 65 60   モーリシャス 1 1 1 1 1 0   モーリシャス 1 1 1 1 1 0   モーリタニア 0 0 0 0 1   モルディブ 1 1 1 1 1 1 1 1   モルディブ 1 1 1 1 1 1 1 1 1   モルディブ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3	3	0	0	0
ボンジュラス 5 7 7 6 5 7 マケドニア 1 1 0 0 0 0 でダガスカル 0 1 2 2 1 1 マラウィ 1 0 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ボリビア	70	73	79	77	81
マケドニア 1 1 0 0 0 0 マダガスカル 0 1 2 2 1 1 マラウィ 1 0 1 1 2 2 2 1 1 マラウィ 1 0 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ポルトガル	8	9	10	9	7
マダガスカル       0       1       2       2       1         マラウィ       1       0       1       1       2         マリ       2       2       2       2       2         マレタ       1       1       2       2       2         マレーシア       179       188       195       203       220         ミクロネシア       1       2       2       2       2         南アフリカ共和国       5       4       5       7       12         ミヤンマー       70       77       111       149       134         メキシコ       68       69       69       65       60         モーリシャス       1       1       1       1       0       0       1       1       1       0       0       1       1       1       0       0       1       1       1       0       0       1       2       2       1       1       2       2       2	ホンジュラス	5	7	7	6	5
マラウィ       1       0       1       1       2         マリ       2       2       2       2       2         マルタ       1       1       2       2       1         マレーシア       179       188       195       203       220         ミクロネシア       1       2       2       2       2         南アフリカ共和国       5       4       5       7       12         ミャンマー       70       77       111       149       134         メキシコ       68       69       69       65       60         モーリシャス       1       1       1       1       0         モーリシャス       1       1       1       1       0       0       1       1       1       1       0       0       0       1       2       2       2       1       1	マケドニア	1	1	0	0	0
マリ     2     2     2     2     2       マルタ     1     1     2     2     1       マレーシア     179     188     195     203     220       ミクロネシア     1     2     2     2     2       南アフリカ共和国     5     4     5     7     12       ミャンマー     70     77     111     149     134       メキシコ     68     69     69     65     60       モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリシース     1     1     1     1     0       モーリシース     0     0     0     0     1       モルディブ     1     1     1     1     1       モンディグロ共和国     0     0     2     2       エーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0	マダガスカル	0	1	2	2	1
マルタ 1 1 2 2 1 1 マレーシア 179 188 195 203 220 ミクロネシア 1 2 2 2 2 2 前アフリカ共和国 5 4 5 7 12 ミャンマー 70 77 111 149 134 メキシコ 68 69 69 65 60 モーリシャス 1 1 1 1 0 モーリシャス 1 1 1 1 0 モーリシャス 1 1 1 1 1 0 モーリタニア 0 0 0 0 1 モザンビーク 0 0 2 2 1 モルディブ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マラウィ	1	0	1	1	2
マレーシア     179     188     195     203     220       ミクロネシア     1     2     2     2     2       南アフリカ共和国     5     4     5     7     12       ミャンマー     70     77     111     149     134       メキシコ     68     69     69     65     60       モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリタニア     0     0     0     0     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1     1       モンディグロ共和国     0     0     0     2     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45	マリ	2	2	2	2	2
ミクロネシア     1     2     2     2       南アフリカ共和国     5     4     5     7     12       ミャンマー     70     77     111     149     134       メキシコ     68     69     69     65     60       モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリタニア     0     0     0     0     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1     1       モルディブ     1     1     1     1     1     1     1       モンデネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2     0       ルーマニア     4 <td>マルタ</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td>	マルタ	1	1	2	2	1
南アフリカ共和国 5 4 5 7 12 ミャンマー 70 77 111 149 134 メキシコ 68 69 69 65 60 モーリシャス 1 1 1 1 1 0 モーリタニア 0 0 0 0 1 モザンビーク 0 0 2 2 1 モルディブ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マレーシア	179	188	195	203	220
ミャンマー       70       77       111       149       134         メキシコ       68       69       69       65       60         モーリシャス       1       1       1       1       0         モーリタニア       0       0       0       0       1         モルジィブ       1       1       1       1       1         モルディブ       1       1       1       1       1         モルディブ       1       1       1       1       1       1         モルディブ       1 <t< td=""><td>ミクロネシア</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></t<>	ミクロネシア	1	2	2	2	2
メキシコ     68     69     69     65     60       モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリタニア     0     0     0     0     1       モザンビーク     0     0     2     2     1       モルディブ     1     1     1     1     1       モルドバ     3     4     5     7     7       モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンデネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64	南アフリカ共和国	5	4	5	7	12
モーリシャス     1     1     1     1     0       モーリタニア     0     0     0     0     1       モザンビーク     0     0     2     2     1       モルディブ     1     1     1     1     1       モルドバ     3     4     5     7     7       モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンデネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レゾト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国     64     65<	ミャンマー	70	77	111	149	134
モーリタニア       0       0       0       0       1         モザンビーク       0       0       2       2       1         モルディブ       1       1       1       1       1       1         モルドバ       3       4       5       7       17       8       178       18       18       18       18       18       18       18       18       18       18       18       19       18       12       19       19       19       19       19       19	メキシコ	68	69	69	65	60
モザンビーク     0     0     2     2     1       モルディブ     1     1     1     1     1       モルドバ     3     4     5     7     7       モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンデネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レゾト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モーリシャス	1	1	1	1	0
モルディブ     1     1     1     1     1       モルドバ     3     4     5     7     7       モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンテネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レゾト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モーリタニア	0	0	0	0	1
モルドバ     3     4     5     7     7       モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンテネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モザンビーク	0	0	2	2	1
モロッコ     4     3     1     2     2       モンゴル     158     158     165     169     178       モンテネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モルディブ	1	1	1	1	1
モンゴル     158     158     165     169     178       モンテネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モルドバ	3	4	5	7	7
モンテネグロ共和国     0     0     0     2     2       ユーゴスラヴィア     3     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モロッコ	4	3	1	2	2
コーゴスラヴィア     3     3     3     1       ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モンゴル	158	158	165	169	178
ヨルダン     6     4     3     6     8       ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	モンテネグロ共和国	0	0	0	2	2
ラオス     40     79     122     194     225       ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	ユーゴスラヴィア	3	3	3	3	1
ラトビア     0     0     1     1     2       リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	ヨルダン	6	4	3	6	8
リトアニア     4     3     4     4     5       ルーマニア     47     41     42     38     45       ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	ラオス	40	79	122	194	225
ルーマニア 47 41 42 38 45 ルワンダ 1 1 2 0 0 レソト 2 2 2 2 2 レバノン 4 6 5 4 4 ロシア 232 224 199 192 203 無国籍 64 65 58 59 40	ラトビア	0	0	1	1	2
ルワンダ     1     1     2     0     0       レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	リトアニア	4	3	4	4	5
レソト     2     2     2     2     2       レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	ルーマニア	47	41	42	38	45
レバノン     4     6     5     4     4       ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	ルワンダ	1	1	2	0	0
ロシア     232     224     199     192     203       無国籍     64     65     58     59     40	レソト	2	2	2	2	2
無国籍 64 65 58 59 40	レバノン	4	6	5	4	4
	ロシア	232	224	199	192	203
合 計 51,026 52,460 54,580 56,277 56,738	無国籍	64	65	58	59	40
	合 計	51,026	52, 460	54, 580	56, 277	56, 738

参考資料:法務省「在留外国人統計」(※H21:市町村集計速報値)

注) 1 ※H21の数値については、各市町村が毎年12月末日現在の外国人登録人員表を法務省に提出する「期報」を とりまとめたもの(市町村集計速報値)であり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。 2 旅券等国籍を証する文書によりそれが確認できなかった場合、国籍不詳の意味で「無国籍」とされる。



# 活動状況報告

**日 時** 平成22年10月4日(月) 17:10~17:20

場 所 茨城放送 (IBS)

事 業 行政書士制度広報月間 PR

# 事業の内容

國井会長が茨城放送の看板番組『夕刊ほっと』に生出演し、行政書士制度広報月間PRを行いました。 國井会長は行政書士制度について熱く語られ、大いに行政書士制の普及浸透を図ることができました。毎年ご協力いただいてます、茨城放送の皆様ありがとうございました、また県内各支部の協力のもと各地で無料相談会が開催されました、各事業にご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。お陰で充実した行政書士広報月間とすることが出来ました。

# 國井会長が茨城放送『夕刊ほっと』に生出演



右から國井会長、築島アナウンサー、田辺アナウンサー



# 県北支部無料相談会会場からラジオ生中継

日 時 平成22年10月16日(土) 11:00~11:10

場 所 イトーヨーカドー日立店 5階 特設会場

10月16日(土)、イトーヨーカドー日立店において行われた「行政書士無料相談会」の会場から、 茨城放送の生中継が行われました。

放送後に撮ったレポーターとの記念写真です。また、同日は國井会長が会場を訪問し、関係スタッフと記念撮影を行いました。

# 茨城放送スタッフとの写真

右から 四釜 絹枝支部長、レポーター 金澤 美緒、レポーター 木村 仁美



# 関係スタッフとの写真

右から 会員 和知 太、会長 國井 豊、副支部長 黒澤 清、支部長 四釜 絹枝、 企画・開発部長 古川 正美、レポーター 木村 仁美





# 活動状況報告

**日 時** 平成22年10月28日(木) 15:40~16:30

場 所 茨城県行政書士会 事務局

出席者 木村 司、櫻井 民子、村松 昇平、関内 聡

**(出席者数)** 4名

事業 第5回業務研修部会議の開催

#### 事業の内容

1. 研修呼称の変更について

研修の呼称については、研修に参加された皆様のアンケートに、①中上級者向け研修と言いながら 内容は中上級者向けではないとのご批判と、②初級者向けや中上級者向けと記載されていると参加し づらいとの意見がありましたので、次回の研修案内から改めたい旨、部長より提案があり、全員一致 で合意しましたので、次回の案内(来年1月分から)から呼称を改めます。

2. 今後の研修日程について

11月から来年1月実施の研修会について周知を図りました。

別紙 研修実施予定表を参照してください。

- (1) 中上級者対象実務研修会(呼称変更後:外部講師による実務研修会)
  - •11月25日(木) 産業廃棄物処理業 講師:県庁 廃棄物対策課
  - 1月13日(木) 開発行為許可 講師:県庁 建築指導課
  - ・1月27日(木) 警察署管轄の許可 講師:茨城県警察本部 交通規制課 生活安全総務課
- (2) 初級者対象実務研修会(呼称変更後:会員講師による実務研修会)
  - •12月2日(木) ペットに関する法務 講師:黒田 本会理事
  - 1月6日(木) 渉外業務 講師:橋本 本会理事
- (3) 日行連全国研修会
  - •11月4日(木) 第2回全国統一ライブ研修
  - ・12月3日(金) 第3回全国統一ライブ研修
- (4) パソコン CAD 研修会
  - ・12月4日(土) ベルコム水戸校 定員締切済
  - •12月11日(土) ベルコム水戸校 定員締切済

# (5) 他部との連携研修会

・12月7日(火) 入札参加資格審査申請 講師:県庁担当者 共同システム

## 3. 新入会員宿泊研修会について

参加希望者が少数で、再度参加者を募ったものの、振るわなかったためやむなく中止したい旨、部 長から報告があり、全員了承しました。

ただし、20日の土曜日は全国統一の研修会があることから、日行連が定めている平成20年度以降の登録者に対して、再度研修案内を発送したい旨、部長から提案があり、全員了承しました。

# 4. 成年後見基礎研修会について

予定表では秋以降となっていますが、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターが設立されたことから、今後どのように進めていくか、企画開発部と協議していきたい旨、部長より報告があり、全員了承しました。



# 平成22年度 業務研修部 研修実施・予定表

# 平成22年10月31日現在

			平成22年10月31日現在
研 修 名	日 時	場所	講師(予定)
新入会員登録時研修	登録証授与時	開発公社ビル	業務研修部長
新入会員ライブ研修	11/20 (土)	開発公社ビル	全国統一ライブ配信
パソコン CAD 研修	12/4 (土) 12/11 (土)	ベルコム水戸校ベルコム水戸校	ベルコム水戸
外部講師による実務研修1. 農 地 転 用 許 百 可 元2. 建 設 業 許 相 第 書 名3. 遺 言 ・ 相 管 空 表 全 要 と 表 を を 変 変 異 第 子 元 開 察 著 管 轄 の 設 立 運 営 管 理5. 債 権 へ 処 理 業 許 届 の み 許 所 可 出 可 出 可 出 可 出 可 出 可 出 可 出 可 理8. 警 選 送 の 設 立 運 営 管 理10. NPO 法 人 の 設 立 運 営 管 理	7 / 22 (木) 8 / 25 (水) 9 / 9 (木) 10 / 14 (木) 10 / 28 (木) 11 / 25 (木) 1 / 13 (木) 1 / 27 (木) 2 / 10 (木) 2 / 24 (木) 午後	開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室	外部講師 茨城県 農政企画課 茨城県 監理課 小野田公証人 茨城県 厚生総務課 小野田公証人 茨城県 廃棄物対策課 茨城県 建築指導課 茨城県警察本部 茨城県警察本部 茨城県 生活文化課
会員講師による実務研修 1. 農地法3,4,5条申請 2. 建設業許可(演習) 3. 産業廃棄物処理業許可 4. 警察署管轄の許可届出 5. ペットに関する法務 6. 渉外業務(身分関係) 7. 農地法3,4,5条申請(再度)	6/24(木) 7/8(木) 8/12(木) 9/2(木) 12/2(木) 1/6(木) 2/3(木) 午後	開発公社ビル大会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室	内部講師       業務研修部員     村松 昇平       業務研修部長     業務研修部長       大庭理事     黒田理事       橋本理事     業務研修部員     村松 昇平
初級者対象双方向研修 1. 戸籍・図面の見方 2. 顧客への請求、督促方法 3. 遺産分割協議、遺産分割調停 4. 相続に関する税金について 5. 職務上請求書と相続関係図	6/2 (水) 7/1 (木) 8/4 (水) 10/7 (木) 3/3 (木) 午後	開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室 開発公社ビル中会議室	内部講師 業務研修部副部長 櫻井 民子 業務研修部長 業務研修部長 高橋法明税理士 業務研修部長
他部との連携研修 1. 電 子 申 請 2. 入札参加資格審査申請(共同システム)	6 / 10 (木) 12 / 7 (火) 午後	開発公社ビル大会議室 開発公社ビル大会議室	IT 推進部 IT 推進部、茨城県
成年後見基礎研修 数回のシリーズ研修		秋     以     降       未     定	
補助者研修 1. 法令遵守・不当要求防止 2. 法令遵守・不当要求防止 3. 法令遵守・不当要求防止 4. 法令遵守・不当要求防止	7/28(水) 7/30(金) 3/17(木) 3/18(金) 午前中	開発公社ビル中会議室 国 民 宿 舎 水 郷 開発公社ビル中会議室 国 民 宿 舎 水 郷	業務研修部員 業務研修部員 業務研修部員 業務研修部員
日行連全国研修 第 1 回 ( 第 一 業 務 部 ) 第 2 回 ( 第 二 業 務 部 ) 第 3 回 ( 第 三 業 務 部 )	10/15 (金) 11/4 (木) 12/3 (金) 午後	開発公社ビル大会議室 ″ ″	全国統一ライブ配信 全国統一ライブ配信 全国統一ライブ配信

# IT推進部

# 活動状況報告

# 茨城県 IT 戦略会議の傍聴報告書

**日 時** 平成22年10月21日(木) 14:00~16:45

場 所 茨城県庁5階 会議室

傍聴者 嶋田広一副会長、郡司孝夫副会長、石井徹 IT 推進部長

茨城県においては、近年のIT(情報通信技術)進展に対応するために、「茨城県IT戦略推進指針」を掲げ、具体的な施策として「茨城県IT戦略推進アクションプラン」を策定し、IT施策を推進しています。その推進状況等のフォローアップを図るため、諮問機関として外部の有識者からなる「茨城県IT戦略会議」が設置され、企業役員や大学教授、シンクタンク研究員等とともに、我が茨城県行政書士会から國井会長が委員に選任されております。

去る平成22年10月21日に、その第4回会議が開催され、國井会長のIT施策の提案とその説明に私たちIT推進部も協力させていただいたことから、会議傍聴の機会を得ました。各委員からの提案説明のあと、質疑応答、委員と茨城県各部との意見交換という次第。どうしてもややアカデミック、未来への舵取り等、話が大きくなりがちですが、國井会長の提言は「身近なことからIT推進」と題し、行政書士としての業務経験を踏まえ、具体的に今できること(例えば各種届出の電子化)の可能性とその効用を訴え、会議の中でも大いに注目に値するものとなったことを確信いたします。

行政庁のIT 推進と電子化は、行政書士制度にとって諸刃の剣であることは否めません。しかしながら時代とともにその流れはより確実なものになっていくことも確かです。その流れに呑まれることのないよう、経験と見識を結集し、茨城県をはじめ各行政庁にイニシアティブを発揮していける茨城県行政書士会であり続けるために、IT 推進部一同決意を新たにする機会となりました。

最後に、茨城県企画部情報政策課の「茨城県 IT 戦略会議」の URL を掲載しますので、参考までに ご覧ください。

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/kikaku/jyosei/it-kaigi/keika.htm



ジョークを交えて制度の推進を力説する國井会長



行政書士会をしっかり PR

IT 推進部長 石井 徹

# 社会貢献と知名度向上のために

県北支部 支部長 四釜 絹枝

県北支部では、昨年9月から日立市、また本年4月からは常陸太田市と北茨城市の各市役所において毎月1回、定期的に「行政書士無料相談会」を実施しています。

いずれの市においても担当課への事前予約制で相談においで頂いていますが、回を重ねるごとに相談者の方が多くなってきております。

時間の制限はありますが、ご相談者に安心して話して頂ける雰囲気づくりに努め、相談室を出られる時には「来て良かった!」と笑顔で応えてくださると、それがこのうえない喜びであり、何よりの励みになります。

各市役所の担当の方からも感謝の言葉を頂きますが、それがまた嬉しく、有り難いことだと思っております。

毎月、各市役所が発行する広報誌に「行政書士無料相談会」に関する記事が掲載されますので、多くの方々に行政書士とその業務について知って頂くことができますし、それによって「相談に行ってみよう!」と思ってくださる方が一人でも増えて頂ければ、これほど嬉しいことはありません。

また、本年12月からは東海村の社会福祉協議会においても、同様に定期的な無料相談会を開催することになっており、尚のこと身の引き締まる想いがいたします。

県北支部といたしましては、このような機会を得たことに感謝いたしますとともに、今後とも当該相談会を継続していくことによって市と市民、そして行政書士が相互に信頼関係を築き、真に「身近に行政書士がいる"安心"」と思って頂けるよう、更なる努力を惜しまない所存でおります。

信頼関係なくして良い仕事はできません。

行政書士として地域の皆さまに貢献し、更に行政書士を知って頂く、このことこそが重要であると 考える次第です。

さて、11月7日(日)は、茨城県北茨城市の大津漁港で開催された「雨情の里港まつり」の会場で 無料相談会を行なってまいりました。

この相談会も県北支部として恒例の事業となっておりますが、今年も多くの方々がご相談にいらしてくださったことを嬉しく思うばかりです。

「喜んで頂くことに喜びを感じる!」、そういう行政書士でありたいと思いますし、そのような支部組織として活動をしていきたいものであるとも思うのです。



今年も北茨城市の「雨情の里港まつり」会場において 無料相談会を開催!

# 窓口にて…

車庫証明書申請に行った際などに、担当の皆様がいつもにこやかに対応してくださり、お世話になっている日立警察署の車庫証明書申請窓口に、私が詠んだ拙い短歌を掲示していただいています。 季節ごとに詠み、その度に取り替えてくださいます。

全くの自己流で恥ずかしいばかりの短歌ですが、窓口担当の皆様への感謝の想いと併せ、少しでも窓口を訪れる方々の癒しになればと思い、僭越にも続けさせていただいている次第です。



笑顔もさわやか… 舘野加津恵 規制免許係長



秋風に コスモスゆれて 笑み誘ふ 咲きしよろこび ささやくがごと

県北支部 支部長 四釜 絹枝



# 水 戸 支 部 だ よ り 267名

**日 時** 平成22年 9 月17日(金) 18:00~20:00

場 所 水戸市民会館会議室302号室

出席者数 12名

事業 平成22年度水戸支部第2回「情報交換の集い」開催

## 事業の内容

今回の情報交換の集いは出席者が少なく、いつもの半分くらいとなってしまいましたが、その代わり密度の濃い会合となりました。

日常業務のなかにおける問題等やビジネスチャンスなどを本音で語り合い有意義な会合となりました。

## 主な議題

- (1) 営業方法や営業力について
- (2) 各種業務における問題点について 閉会後懇親会を開催して、親睦を深めました。

**日 時** 平成22年10月16日(土) ~17日(日)

場 所 鉾田市箕輪3604 「いこいの村涸沼」

出席者数 20名

事 業 総務部・業務部合同宿泊研修会

#### 事業の内容

新井志津香先生による、営業力の講義が主なテーマ で、洗練されたビジネスマナーと営業力を身に着け、

行政書士として果敢に業務に取り組む姿勢を養うことを学び、第二部では、フリートーキング形式で 会員の率直な意見をぶつけあい、刺激しあって今後の会員相互の業務に資するものとする。

#### 議題

- (1) 行政書士のための効果的な営業方法とビジネスマナー 講師 新井志津香先生
- (2) フリートーキング
- (3) 会員交流会



# 県 南 支 部 だ よ り 373名

平成22年度行政書士制度広報月間による無料相談会が10月3日(日)から31日(日)まで13会場において開催され、相続関係・交通事故・成年後見等多数の相談がありました。

17日(日) 開催されたかすみがうら市中央出張所会場においては國井会長・茅場支部長がご来場され、直接相談者への対応をいただきました。

広報活動に積極的に取り組むと共に、意識の高揚が図れたものと思います。





(通信員 塚越 もと)

# 県 西 支 部 だ よ り 245名

事業 支部月刊誌「県西の風」(毎月1日発行)

送付先 購読支部会員・支部紹介弁護士・パソコンサポーター他

#### 事業の内容

\* 9月1日発行 第112号 (A4判 80頁)

【県内市町村案内】(14) 守谷市

【支部会員の動静】【県内会員数】【購入図書】

【県西市町村行政】石下新庁舎・桜川・古河市・開発許可業務 県西の土地改良

【業務手引】産廃・中間処理事前審査 ① 労働保険

【スクラップ】業務関連ニュース・解説

【質疑応答】会社の債務と時効

【研 究】行政法·民法·商法

【行政書士試験】Ⅷ

【統 計】行政書士実態調査・試験結果 IV 法とは何か ⑤

【行政書士】行政書士制度の状況課題

【法 改 正】雇用保険法

【法改正のあらまし】出入国管理・難民認定法 上

### \* 10月 1 日発行 第113号 (A 4 判 80頁)

【日 行 連】関地協会議資料抜粋

【県内市町村案内】(15) 取手市

【県内会員数】【支部会員の動静】

【業務手引】実務実例 Ⅷ 産廃中間処理

【研 究】小額訴訟手続

外国人技能実習制度

成年後見制度

民 法

法資格付与法規

【スクラップ】業務関連ニュース・解説

【行政書士試験】終

【行政書士】行政書士制度の状況課題 Ⅱ 栃木県知事

【質疑応答】自社株買い取り

【参考資料】新たな公益法人制度

【行 政】地方公務員の処分概要 I

【法改正のあらまし】在留管理制度 Ⅱ

## **日 時** 平成22年9月4日(土)

同 9月22日(水)

同 10月3日(日)

同 10月6日(水)

# 事業 「会議 FAX 通信」随時発信

FAX 送信先 支部役員 (元も含む)・代議員・本会顧問

## 事業の内容

## \* 9月4日発信 No.179

公証人の暴挙…

新公益法人制度プロジェクトチーム募集について

# \* 9月22日発信 No.180

大洗で、関東地方協議会 26(日) ~27(月)

本会電話無料相談

遺言書証人の件(倉持はるい会員)

## \* 10月3日発信 No.181

職域侵害の準備開始・茨城県税理士会

別紙「新公益法人制度実務研修会」開催のお知らせ

(関東信越税理士会茨城県支部連合会)

別紙「新公益法人制度支援税理士名簿」への登載についてのアンケート

(関東信越税理士会茨城県支部連合会)

## \* 10月6日発信 No.182

支部のアンバランスで困っている千葉会

別紙「国勢調査の結果からみた茨城県のすがた」

(通信員 倉持 良信)

# 県 北 支 部 だ よ り 103名

**1 日 時** 平成22年11月6日(土) 午後1時30分~午後4時

2 場 所 常陸太田市生涯学習センター (常陸太田市中城3280)

3 事業内容 研修会

(1) 「相談会の接遇について」 講師 古川 正美 氏(茨城県行政書士会理事)

(2) 「相続業務の基本と疑問解明に向けて」 講師 古市 人見 氏(茨城県行政書士会理事)

4 参加者 13名

## 5 研修内容

県北支部では、日立、常陸太田、北茨城の各市役所において、それぞれ毎月1回「無料相談会」 を開催しておりますが、毎回多くのご相談が寄せられます。

相談内容と致しましては、相続や遺言に関する相談が大多数となっておりますことを踏まえ、上 記研修会を実施するに至りました。

研修項目の(1)におきましては、相談員としての心構えや相談者に対する姿勢などについての講義が行われ、(2)では、相続業務に関する法令条文や具体的な手続などについての講義が為されました。 講師と参加者による質疑応答も活発に行われ、大変に有意義な研修会となりました。





真剣です…!

(通信員 楠見ゆたか)

78名 |

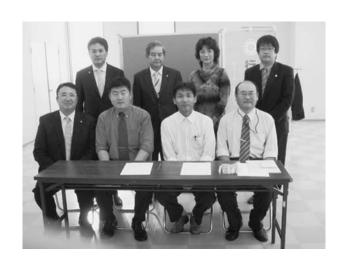
# 鹿 行 支 部 だ よ り

**日 時** 10月16日(土) 午前10時~午後4時

場 所 鹿嶋市 チェリオ 2 階催事場 潮来市 潮来中央公民館 3 階 学習室

事 業 鹿行支部無料相談会

鹿嶋市において4件、潮来市において3件の相談があり、相談内容は相続関係や借金問題等でした。 当日は、鹿嶋市・潮来市の相談会場に國井会長が応援に来てくださいました。





日 時 11月16日(火)

場 所 潮来市 藤島事務所

行政書士会員であり、現職の藤島正孝氏が県議会議員選に立候補されましたので、國井会長が行政 書士会推薦状を届けました。

**日 時** 12月3日(金)

場 所 かんぽの宿

事業 ・鹿行支部研修会

「行政書士と PC インターネットのかかわりについて」

講師 本会 IT 推進部理事

• 親睦忘年会

# 政治連盟ニュース

# 平成22年度第3回常任幹事会

I **日 時** 平成22年10月18日(月) 13時30分~14時30分

Ⅱ 場 所 県書士会事務局

Ⅲ 出席者 国井会長、雨貝常任幹事、木村常任幹事

事務局 関根事務局長

# Ⅳ 協議事項

12月3日告示、同12日投票予定の茨城県議会議員一般選挙に立候補する、藤島正孝(自民・3期・ 潮来市)顧問、田所嘉徳(自民・3期・筑西市)顧問、遠藤実(民主・1期那珂市)顧問を最重点候 補として、推薦決定した。

# 顧問 藤島、田所、遠藤各県議に推薦状を授与



『藤島正孝県議、推薦状を胸に…』必ず当選します! 國井会長 園部鹿行支部長



『みんなで応援しよう 遠藤実県議』 國井会長 古川理事 四釜支部長



『遠藤実県議、推薦状を胸に…』絶対当選します!

1. 茨城県議会議員選挙候補者(非会員)の推薦について

会員以外の県議選候補について、総合的に検討し、10月27日開催の幹事会において推薦することを決定した。

# 【水戸市選挙区・定数7】

佐藤 光雄(民主・1期) 党県連幹事長

舘 静馬(自民·1期) 党県連青年局次長

加藤 明良(自民推薦・新) 参議院議員公設秘書

### 【古河市選挙区・定数3】

森田 悦男(自民・3期) 党県連県民運動本部長

# 【土浦市選挙区・定数3】

伊沢 勝徳(自民・2期) 党県連青年局長

八島 功男 (公明・新) 足立寛作顧問の後継者

## 【つくば市選挙区・定数4】

飯岡 英之(自民・3期) 党県連組織委員長

星田 弘司(自民推薦・新) 党県連青年部副部長

#### 【笠間市選挙区・定数2】

常井 洋治(自民・3期) 党県連政務調査会副会長

## 【下妻市選挙区・定数1】

飯塚 秋男(自民・4期) 党県連総務会長・制度推進に尽力

#### 【取手市選挙区・定数3】

鶴岡 正彦(自民・5期) 党県連前政務調査会長

#### 【牛久市選挙区·定数1】

山岡 恒夫(自民・3期) 党県連総務会長代理

#### 【神栖市選挙区・定数2】

西條 昌良(自民•5期) 議長

#### 【稲敷市選挙区・定数1】

細谷 典幸(自民・4期) 党県連筆頭副幹事長

【桜川市選挙区・定数1】

白田 信夫(自民・4期) 副議長

【東茨城郡南部選挙区・定数2】

田山 東湖(自民・5期) 党県連政務調査会長

2. 坂東市議会議員選挙候補者(会員)の推薦について

12月5日告示、同12日投票予定の坂東市議会議員一般選挙(定数22名)に立候補する、羽富晶弘(無所属・2期)会員を推薦決定した。

## V 報告事項

- 1. 日政連・茨政連の活動状況について 法改正要望重点三項目について
- 2. その他

# 平成22年度第3回幹事会

I **日 時** 平成22年10月27日(水) 13時30分~14時30分

Ⅱ 場 所 県開発公社ビル会議室

Ⅲ 出席者 正副会長、郡司(勝)常任幹事、雨貝常任幹事、木村常任幹事、古川、安、間中、橋本、飯塚、若杉、古市、大庭、小島、石井、山崎(新)、森田、竹内、田向、桜井、村松、茅場、安田、斉藤、四釜、園部、大内監事、木村監事

事務局 関根事務局長

#### Ⅳ 協議事項

22年第3回常任幹事会協議事項のうち、県議会議員選挙への非会員立候補者に対する推薦について協議し原案の通り決定

#### V 報告事項

22年第3回常任幹事会報告事項および県議会議員選挙、坂東市議会議員選挙への会員立候補者に 対する推薦について報告

# 民主党·自民党行政書士議連総会開催

平成22年10月21日午前8時から、衆議院第一議員会館におきまして、民主党行政書士制度推進議員連盟総会が、同じように平成22年10月28日午前8時から、自由民主党本部では、自由民主党行政書士制度推進議員連盟総会が開催され、それぞれ早朝にもかかわらず、民主党赤松広隆会長、自民党野田毅会長をはじめ多くの衆参国会議員出席のもと、新役員が選出され、日本行政書士会連合会ならびに日本行政書士政治連盟からの要望が、全会一致で承認されました。

自民党議連では、本件選出の岡田広参議院議員、梶山弘志衆議院議員にご出席いただき、特に岡田 広議員からは、行政不服審査法に関して、力強いエールをいただきました。本当にありがとうござい ました。両総会ともに國井豊会長が、日政連副会長の立場で出席しております。

尚、各党新役員、要望事項は次のとおりです。

# 民主党議連新役員

会 長 赤松 広隆 衆議院議員

副会長 小沢 鋭仁 衆議院議員

平田 健二 参議院議員

幹事長 小川 淳也 衆議院議員

事務局長 吉川 政重 衆議院議員

(行政書士)

事務局次長 奥野総一郎 衆議院議員

斉藤 嘉隆 参議院議員



赤松広隆会長より力強いご挨拶・民主党議連総会

#### 自民党議連新役員

 会長
 野田
 毅 衆議院議員

 幹事長
 菅 義偉 衆議院議員

 事務局長
 石田 真敏 衆議院議員



岡田広顧問から行服法代理権付与についてエール・自民党議連総会



野田毅会長から制度の推進に対する期待・自民党議連総会

日行連・日政連からの要望事項

# 行政書士法改正

- 1. 行政不服審査法における不服申立ての代理について
- 2. ADR 代理権について
- 3. 一人法人を可能とする行政書士法人制度について

自動車保有関係手続きのワンストップサービスにおける国民負担の軽減と運輸行政の簡素化、効率化

# 藤島顧問、田所顧問による県政報告会盛大に開催

平成22年10月24日午後4時より、筑西市民会館におきまして、田所嘉徳顧問による県政報告会が開催され、国井会長、新井県西支部副支部長他、多数の会員が出席し、田所顧問からの情熱あふれる思いに聞き入りました。

また、当日はスペシャルゲスト、マスコミ等でおなじみの福岡正行先生による講演もあり、田所顧問への大きな期待とエールが送られました。

さらに、平成22年10月28日午後6時30分からは、藤島正孝顧問による県政報告会が、香取市の開花亭で開催され、国井会長、園部鹿行支部長他、支部役員が出席しました。たくさんの同僚県議、地元の各界各層のみなさんの藤島顧問に寄せる期待が、誰の目にも明らかとなる盛大な報告会でありました。山口やちゑ副知事による県政報告も行われ、藤島顧問も12月決戦へ向け、さらに大きなエネルギーを蓄積したようです。

どちらも、国井会長が来賓として紹介されるなど、行政書士制度の PR には最高の舞台となったのではないでしょうか。

藤島正孝先生、田所嘉徳先生のさらなるご活躍、ご健康、そして県議選必勝を心からお祈り申し上げます。



藤島顧問を中心に、岡田顧問、同僚県議の皆さんと…

# 公明党行政書士制度推進議員懇話会開催

平成22年11月26日、参議院議員会館会議室において、公明党行政書士制度議員懇話会が開催され、 国井会長が日政連副会長の立場で出席し法改正要望を行いました。

本県出身の山口那津男代表、本県を地盤の中心とする石井啓一政調会長をはじめ、多くの議員ご出席のもと、活発な議論が展開されました。

行政書士制度への熱い期待と、さらなる制度へのご尽力が宣言され、成功理に終えることができま した。

お忙しいなかご出席いただいた先生方、本当にありがとうございました。

益々のご活躍をお祈り申し上げます。

尚、新役員、要望事項は次のとおりです。

## 公明党議連新役員

会 長 石田 祝稔 衆議院議員 幹事長 魚住裕一郎 参議院議員

日行連・日政連からの要望事項

## 行政書士法改正

- 1. 行政不服審査法における不服申立ての代理について
- 2. ADR 代理権について
- 3. 一人法人を可能とする行政書士法人制度について

自動車保有関係手続きのワンストップサービスにおける国民負担の軽減と運輸行政の簡素化、効率化



東順治前会長による力強いご挨拶!



熱心に要望をお聞き頂く

# 新八会員四紹介

- 行政書士になった動機はなんですか?
- ❷ どのような行政書士事務所を目ざしていますか?
- ❸ 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか?
- 趣味・特技はなんですか?



# 雄

昭和17年7月5日生

【支 部】県北支部

【入会年月日】平成22年9月1日 【電 話] 0293(42)0798

**【事務所所在地】 〒 319-1541** 北茨城市磯原町磯原 899-7

- ① 行政事務の経験を生かし、少しでも地域住民の皆様の お役に立ちたいと思った。
- ② 地元の方々に気軽に相談される事務所を目指したい。
- ③ 許認可申請関係の業務をメインにやていきたい。
- ④ 絵画 (鑑賞・制作)、そば打ち。



#### 畄 大 淳

昭和 48 年 7 月 10 日牛

部】水戸支部 【幸

【入会年月日】平成22年9月1日

電 話】029(291)4777

【メールアドレス】 ohoka\_j@kfx.biglobe.ne.jp

【事務所所在地】 〒 310-0902 水戸市渡里町 3307-2



# あゆむ 歩

昭和 45 年 10 月 28 日生

部】県南支部

【入会年月日】平成22年9月1日

電 話】029(879)9566

【メールアドレス】 suzuki\_ayumu@mbr.nifty.com

**【事務所所在地】 〒 300-0844** 土浦市乙戸 1-88

【支

- 自己啓発的な気持ちで勉強を始めましたが、学ぶほど に行政書士の社会との関わりの深さを知り、自らの職業 として活動したいと思いました。
- お客様が安心して相談・依頼できるよう、信頼ある事 務所を目指します。
- ③ 車両関係業務、出入国関係業務を中心に、お客様の ニーズに応え、柔軟に対応していきたいと思います。 ④ サッカー、ドライブ。



## ゆき 土

昭和 48 年 12 月 17 日生

【支 部】鹿行支部

【入会年月日】平成22年9月1日

話】0299(77)0322

【事務所所在地】 〒 311-3836 行方市南 195-3

- ① 「少しでも人様のお役に立てれば」と思い行政書士を 目指しました。
- ② 信頼され、頼られる事務所にしたいと思います。
- ③ 許認可申請・遺言・相続等の業務を中心にしたいと考 えています。
- ④ オートバイが好きです。



#### 間 英 風 幸

昭和43年4月3日生

【支 部】水戸支部

【入会年月日】平成22年9月1日

話】090(8011)7929

【メールアドレス】 kazama@yasu.co.jp

【事務所所在地】 〒310-0026 水戸市泉町2-2-30 石川ビル2号館

- ① 身近な法律家として仕事ができることに魅力を感じま した。
- ② 気軽に相談していただける事務所を目ざします。
- ③ 農地関係、相続関係、会社関係、建設業・産廃許可申 請等。
- ④ 映画・音楽鑑賞。



田

まさる 優

昭和38年3月23日生

【支 部】県西支部

【入会年月日】 平成 22 年 10 月 2 日

電 話】0280(92)7650

【事務所所在地】 〒 306-0226 古河市女沼 1231-1

- ① 司法書士業務と組み合わせて、より広範囲の法律業務 を行うため。
- ② 「とりあえず、あそこに行ってみたら」というような 事務所。
- ③ 要望が多い業務が中心になるでしょう。
- ④ それほど打ち込めるものがありません。



井

昭和24年4月7日生

【支 部】鹿行支部

【入会年月日】 平成 22 年 10 月 2 日 話】0299(82)2007

【事務所所在地】 〒 314-0031 鹿嶋市宮中 2-2-12

1

2

3

4



# 退会された会員

# ご苦労さまでした

抹消届受理年月日		氏	名		事務所所在地
22. 9.15	入	江	紀	子	水戸市加倉井町413-15
22. 9.28	小	関		博	稲敷市下太田603
22. 10. 12	笆		昌	徳	つくば市下広岡410-143
22. 10. 26	三	浦	秀	雄	日立市平和町1-1-13
22, 10, 29	H	中	長	牛	つくば市今鹿島2500-6

#### 届 変 更

変更届受理年月日	氏	E	名		旧事務所および電話番号	新事務所および電話番号
22. 9.29	長i	南	幸	雄	₹300-0331	₹300-0337
					稲敷郡阿見町阿見2310-1	稲敷郡阿見町中郷2-20-2
					(町名地番変	变更)
22. 10. 5	増	井	昭	夫	₹310-0063	〒311-4306
					水戸市大町3-4-44	東茨城郡城里町春園1146
					電029-222-1331	<b>©</b> 029-306-7058
22. 10. 29	三田	寺	大	輔	<b>©</b> 029-822-5425	<b>©</b> 029-825-3633

# 補助者の動静

住 所	補助者名	行政書士名	届出受理年月日
つくば市上広岡460-60	矢 口 和 枝	林 哲夫	22. 9.27
メゾンルミェール102			

 22. 9. 27
 鈴 木 伸 洋 片 野 智 子
 千葉県香取市与倉622

 22. 10. 7
 久須美 勝 利 久須美 了 子
 水戸市元吉田町236-9

 22. 10. 8
 向 井 孝 博 向 井 麻 衣
 笠間市大田町208-275

# 家族の動静

年月日行政書士名家族事務所22. 9.15飯島義一実娘(死亡)土浦市生田町1-3

11月8日現	在会員数
水戸支部	267 名
県南支部	373 名
県西支部	245 名
県北支部	103 名
鹿行支部	78 名
合計	1,066 名

# 本会活動報告 — H22年9月~H22年11月 —

#### 9月

第4回広報部会(本会事務局) 13日

15日 制度推進 · 監察部広報月間新聞広告 校正作業(本会事務局)

行政書士試験打合せ(本会事務局)

日行連関地協連絡会打合せ 16日 (本会事務局)

中小企業支援業務講演会 21日 (開発公社3階大会議室) 新公益法人制度プロジェクトチーム 募集説明会 (開発公社3階大会議室)

行政書士試験打合せ(本会事務局) 22日

事務所移転関連見積合わせ 24日 (本会事務局)

25日 第5回広報部会(本会事務局)

 $26 \sim 27 \, \text{H}$ 

平成22年度関地協連絡会議 (大洗ホテル)

連合茨城いきいきユニオン賀来書記 27日 長来局(本会事務局)

28∃ 新入会員登録証交付式 (開発公社3階小2会議室)

29日 第15回総務部会(肴屋本店)

日行連会長会(京都都ホテル) 30日

#### 10月

新公益法人制度 PT 全体会 4 日 (開発公社3階中4会議室)

制度推進・監察部関連団体挨拶訪問 6 日 (茨城県庁他)

第4回初級対象双方向研修会 7 日 (開発公社3階中会議室)

第32回地域安全•暴力追放茨城県民 8日 大会(県民文化センター)

12日 第16回総務部会(本会事務局)

第4回中上級実務研修会 (開発公社3階大会議室) 本会顧問参議院議員岡田広議員来局 (本会事務局)

日行連全国研修第1回ライブ配信研 修会(開発公社3階大会議室) 試験場監督員 • 本部員配置検討会議 (本会事務局) 茨城県担当者と IT 会議 (茨城県庁)

18日 第3回常任幹事会 (開発公社3階中1会議室)

第4回正副会長・部長・総務部合同 会議(開発公社3階中1会議室)

19~20日

関東陸運振興財団打合会議 (大洗パークホテル)

茨城県第4回IT 戦略会議 (茨城県庁)

21~22日

全国事務局長会議 (日本行政書士会館)

新入会員登録証交付式 25日 (開発公社3階小2会議室)

26日 申請取次行政書士管理委員会 (本会事務局) 法テラス茨城地方協議会 (ホテルレイクビュー水戸)

27日 第3回幹事会 (開発公社3階中1会議室) 第4回理事会 (開発公社3階中1会議室)

28日 第5回中上級実務研修会 (開発公社3階大会議室)

29日 公益法人 PT 会議(本会事務局)

30~31 FI

本会事務局引越し (開発公社5階)

#### 11月

2日 法務省との ADR 認証に関する協議 (衆議院議員会館梶山弘志事務所)

4 H 公益法人目的 PT 会議 (本会事務局) 日行連全国研修第2回ライブ配信研 修会(開発公社3階大会議室)

東京会と茨城会との暴力団排除等委 員会について意見交換会 (東京会合同相談センター)

第6回広報部会(本会事務局) 8日

第2回法務·ADR 対策委員会 9日 (本会事務局)

行政書士試験打合せ(本会事務局)

25日 第7回広報部会(本会事務局)

# 通信後記

暑い夏が急に過ぎ去り、しばらく不安定な陽気が続きましたが、よ うやく秋晴れが現れ始めました。皆様お体の具合はいかがですか。 私は、セイタカアワダチソウのアレルギーで苦しんでおります。し

かし、それももう少しでおさまりそうです。

今年も残すところ1ヶ月ほど。今年もあっという間に過ぎ去ろうとしております。

来年に向けて、仕事のやり残しをなるべく少なくして、新年を迎えられればいいなーと思い始 めているところですが、皆様はいかがですか……?!

(通信員 県北支部 楠見ゆたか)

# 隔月•奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町 978 番 25 (茨城県開発公社ビル 5 階)

# 茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731•305-3730 IP Phone 050-7524-1489 FAX (029) 305-3732

 発行者
 会
 長
 國
 井
 豊

 編
 集
 部
 長
 竹
 内
 崇

 副
 部
 長
 田
 向
 敏
 雄

印刷所 ㈱高野高速印刷



日本行政書士会連合会·茨城県行政書士会 後援/総務省·茨城県 宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。